令和７年江南市議会３月定例会議案目録

令和７年２月２７日

議案第１０号	江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	P	4
議案第１１号	江南市債権の放棄に関する条例の制定について	P	7
議案第１２号	江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定について	P	10
議案第１３号	江南市職員定数条例の一部改正について	P	14
議案第１４号	江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P	17
議案第１５号	江南市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P	20
議案第１６号	江南市市税条例の一部改正について	P	54
議案第１７号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	60
議案第１８号	江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	P	63
議案第１９号	江南市手数料条例の一部改正について	P	67
議案第２０号	江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について	P	223
議案第２１号	江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	P	227
議案第２２号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	231

議案第２３号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	239
議案第２４号	損害賠償の和解及び額を定めることの追認について	P	247
議案第２５号	損害賠償の和解及び額を定めることの追認について	P	250
議案第２６号	損害賠償の和解及び額を定めることの追認について	P	253
議案第２７号	損害賠償の和解及び額を定めることの追認について	P	256
議案第２８号	損害賠償の和解及び額を定めることの追認について	P	259
議案第２９号	市道路線の認定及び廃止について	P	262
議案第３０号	令和６年度江南市一般会計補正予算（第７号）	P	277
議案第３１号	令和６年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	P	321
議案第３２号	令和６年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）	P	333
議案第３３号	令和６年度江南市介護保険特別会計補正予算（第４号）	P	343
議案第３４号	令和６年度江南市下水道事業会計補正予算（第４号）	P	353
議案第３５号	令和７年度江南市一般会計予算	P	374
議案第３６号	令和７年度江南市国民健康保険特別会計予算	P	375
議案第３７号	令和７年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算	P	376
議案第３８号	令和７年度江南市介護保険特別会計予算	P	377
議案第３９号	令和７年度江南市後期高齢者医療特別会計予算	P	378

議案第４０号	令和７年度江南市水道事業会計予算	P	379
議案第４１号	令和７年度江南市下水道事業会計予算	P	382
報告第３号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	385
報告第４号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	386

令和７年議案第１０号

江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

記

住　　所
氏　　名　　古田　嘉且
生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価審査委員会委員　古田嘉且氏が令和７年３月３１日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

古　田　嘉　且　履　歴

住　　所

生年月日

学　　歴

職　　歴

（参　考）

江南市固定資産評価審査委員会委員名簿

（令和７年２月１日現在）

住　　所	氏　　名	生 年 月 日	任　　期
	古田　嘉且		自令和 4年 4月 1日 至令和 7年 3月31日
	倉知　正憲		自令和 5年 3月10日 至令和 8年 3月 9日
	小沢　正知		自令和 5年 9月22日 至令和 8年 9月21日

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第４２３条　固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

２　固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人以上とし、当該市町村の条例で定める。

３　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

４及び５　　（略）

６　固定資産評価審査委員会の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７～９　　（略）

江南市市税条例（抜粋）

第７１条　審査委員会の委員の定数を３人とする。

２　審査委員会の審査に関して必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

令和７年議案第１１号

江南市債権の放棄に関する条例の制定について

江南市債権の放棄に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、市が有する債権を整理するため、制定する必要があるからであります。

江南市債権の放棄に関する条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、法令に定めがあるものを除くほか、金銭の給付を目的とする市の権利（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方団体の徴収金に係る債権及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）その他の法令の規定により国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権を除く。以下「市の債権」という。）の放棄に関し必要な事項を定めるものとする。

（債権の放棄）

第２条　市長は、市の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市の債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１７１条の２の規定による強制執行等の措置又は令第１７１条の４の規定による債権の申出等の措置を執っても、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

（２）令第１７１条の５の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から３年を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）第２５３条第１項、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２０４条第１項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき。

（４）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

（５）当該市の債権（消滅時効についてその援用を要するものに限る。）について、債務を履行させるための必要な措置を執ったにもかかわらず、消滅時効の期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

２　市長は、前項の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年議案第１２号

江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例の制定について

江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会を設置するため、制定する必要があるからであります。

江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会条例（案）

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　江南市いじめ問題専門委員会（第２条―第１２条）
第３章　江南市いじめ問題調査委員会（第１３条―第１７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）の規定に基づき、江南市いじめ問題専門委員会及び江南市いじめ問題調査委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２章　江南市いじめ問題専門委員会

（設置）

第２条　法第１４条第３項の規定に基づき、江南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に江南市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第３条　専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

（１）いじめ防止等のための対策に関すること。

（２）法第２８条第１項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

（組織）

第４条　専門委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、必要の都度、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第５条　専門委員会の委員の任期は、第３条の事務が終了したときまでとする。

（委員長）

第６条　専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名す

る委員が、その職務を代理する。

（会議）

第７条　専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されるまでの間に行われる会議は、教育長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

３　専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（臨時委員）

第８条　専門委員会に、特別の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

２　臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

３　臨時委員は、当該事項について会議に出席して意見を述べることができる。

４　臨時委員は、当該事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（秘密保持）

第９条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬）

第１０条　委員及び臨時委員の報酬の額は、江南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１２号）第１条の規定にかかわらず、１時間当たり２２，０００円以内で市長が定める額とする。

（庶務）

第１１条　専門委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（委任）

第１２条　この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第３章　江南市いじめ問題調査委員会

（設置）

第１３条　市長は、法第３０条第２項の規定に基づき、江南市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第１４条　調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第２８条第１項の調査結果につい

て調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

（組織）

第１５条　調査委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、必要の都度、教育、法律、医療、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員は、専門委員会の委員を兼ねることができない。

（任期）

第１６条　調査委員会の委員の任期は、第１４条の事務が終了したときまでとする。

（準用）

第１７条　第６条から第１２条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第７条１項ただし書中「教育長」とあるのは「市長」と、第８条第２項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第１１条中「教育委員会事務局」とあるのは「市長部局」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年議案第１３号

江南市職員定数条例の一部改正について

江南市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、保育士の配置基準の見直し等に対応するため、改正する必要があるからであります。

江南市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員定数条例（昭和２９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「５０２人」を「５３５人」に改め、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）第１４条に規定する特別休暇（女性職員の出産を事由とするものに限る。）を取得している職員

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市職員定数条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（職員の定数） 第2条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)　　（略） (2)　市長の事務部局の職員　535人 (3)～(6)　　（略） 2　　（略） 3　次に掲げる職員は、前2項に規定する職員の定数に含まないものとする。 (1)　　（略） (2)　江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成７年条例第２号)第14条に規定する特別休暇(女性職員の出産を事由とするものに限る。)を取得している職員 (3)　　（略） (4)　　（略） 4　　（略）	（職員の定数） 第2条　同左 (1)　　（略） (2)　市長の事務部局の職員　502人 (3)～(6)　　（略） 2　　（略） 3　同左 (1)　　（略） (2)　　（略） (3)　　（略） 4　　（略）

令和７年議案第１４号

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２２条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（部分休業の承認） 第22条　　（略） 2　　（略） 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（部分休業の承認） 第22条　　（略） 2　　（略） 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇に相当する休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

令和７年議案第１５号

江南市職員の給与に関する条例等の一部改正について

江南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

江南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　江南市職員の給与に関する条例（昭和３０年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５条第４項中「５５歳（市長が規則で定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える」を「次項の規定の適用を受ける」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員にあっては、３号給）」を削り、同条第５項中「５５歳を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）５５歳（市長が規則で定める職員にあっては、５６歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員

（２）行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員

第８条の３第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「各号に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第９条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項中「前項第１号及び第３号から第６号まで」を「前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「（以下「８級職員」という。）」及び「、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」を削り、同条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第１０条を次のように改める。

第１０条　削除

第１０条の２第２項中「１００分の６」を「１００分の８」に改める。

第１１条第１項第１号中「有料の道路（以下この項及び次項」を「有料の道路（以下この条」に改め、同条第２項第１号中「以下この号において」を「次項において」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第３号中「（１月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第６項を第７項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額の合計額が１５０，０００円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１５０，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第２１条の２中「、第９条、第１０条及び第１０条の３」を「及び第９条」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500

務職員以外の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	

	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		

	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
	86	256, 000	297, 100	346, 000					
	87	256, 300	297, 400	346, 400					
	88	256, 600	297, 700	346, 800					
	89	256, 900	298, 000	347, 000					
	90	257, 200	298, 300	347, 400					
	91	257, 500	298, 600	347, 800					
	92	257, 800	299, 000	348, 200					
	93	258, 100	299, 200	348, 400					
	94		299, 400	348, 800					
	95		299, 700	349, 200					
	96		300, 100	349, 500					
	97		300, 300	349, 800					
	98		300, 600	350, 200					
	99		301, 000	350, 600					
	100		301, 400	351, 000					

	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

（江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「１００分の６」を「江南市職員の給与に関する条例（昭和３０年条例第５号。以下「給与条例」という。）第１０条の２第２項に規定する割合」に改める。

第５条第１項中「江南市職員の給与に関する条例（昭和３０年条例第５号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第２項中「第６項」を「第７項」に改める。

（江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第３条　江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第９条第７項中「、第９条、第１０条及び第１０条の３」を「及び第９条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において江南市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

３　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　切替日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第９条の規定の適用については、同条第１項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものに対しては、支給しない」と、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは

「（５）重度心身障害者

（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

５　切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後給与条例第１０条の２第２項の規定の適用については、同条第２項中「１００分の８」とあるのは、「１００分の７」とする。

（規則への委任）

６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が規則で定める。

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

旧号給	新号給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4

39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		

70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

（参　考）

江南市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市職員の給与に関する条例（第１条関係）

新	旧
（初任給、昇給、昇格の基準） 第5条　　（略） 2及び3　　（略） 4　前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5　次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	（初任給、昇給、昇格の基準） 第5条　　（略） 2及び3　　（略） 4　前項の規定により職員（55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 5　55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

新	旧
(1)　55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員 (2)　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員	
6～8　　（略）	6～8　　（略）
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第8条の3　管理職員特別勤務手当は、前条に規定する管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は同条例第9条及び第10条に規定する休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。ただし、その勤務に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。	第8条の3　管理職員特別勤務手当は、前条に規定する管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は同条例第9条及び第10条に規定する休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。ただし、その勤務に対し、相応の手当その他の給付が別に支給される場合は、この限りでない。
2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各	3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各

新	旧
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。	号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額	(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
(2)　(略)	(2)　(略)
4　(略)	4　(略)
(扶養手当)	(扶養手当)
第9条　(略)	第9条　(略)
2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2　同左
	(1)　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
(1)　(略)	(2)　(略)
(2)　(略)	(3)　(略)
(3)　(略)	(4)　(略)
(4)　(略)	(5)　(略)
(5)　(略)	(6)　(略)
3　扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれか	3　扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき

新	旧
に該当する扶養親族については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)とする。	6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
4　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	
	(扶養手当の届出)
第10条　削除	第10条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後

新	旧
	の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

新	旧
	する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1)　扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 (3)　扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4)　扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合 (5)　職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当) 第10条の2　　(略) 2　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第11条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	(地域手当) 第10条の2　　(略) 2　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第11条　同左

新	旧
(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)	(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
(2)及び(3)　　(略)	(2)及び(3)　　(略)
2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2　同左
(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)	(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの

新	旧
	運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
(2)　　(略)	(2)　　(略)
(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額
3　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	
4　　(略)	3　　(略)

新	旧
5　　（略） 6　　（略） 7　　（略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第21条の2　第5条及び第9条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	4　　（略） 5　　（略） 6　　（略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第21条の2　第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

新

（給料表）

第4条　給料表は、別表第1のとおりとする。

2及び3　　（略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	

新											
		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
		30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
		31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
		32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
		33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
		34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
		35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
		36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
		37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			

新											
		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
		62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
		65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
		68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
		71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
		74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
		78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
		79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
		80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
		81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
		82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				

新											
		83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
		84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
		85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
		86	256, 000	297, 100	346, 000						
		87	256, 300	297, 400	346, 400						
		88	256, 600	297, 700	346, 800						
		89	256, 900	298, 000	347, 000						
		90	257, 200	298, 300	347, 400						
		91	257, 500	298, 600	347, 800						
		92	257, 800	299, 000	348, 200						
		93	258, 100	299, 200	348, 400						
		94		299, 400	348, 800						
		95		299, 700	349, 200						
		96		300, 100	349, 500						
		97		300, 300	349, 800						
		98		300, 600	350, 200						
		99		301, 000	350, 600						
		100		301, 400	351, 000						
		101		301, 600	351, 500						
		102		301, 900	351, 900						
		103		302, 200	352, 300						
		104		302, 500	352, 700						
		105		302, 700	353, 200						
		106		303, 000	353, 600						
		107		303, 300	353, 900						
		108		303, 600	354, 200						
		109		303, 800	354, 700						
		110		304, 200							
		111		304, 600							
		112		304, 900							
		113		305, 100							

新									
	114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125		305,300 305,600 306,000 306,200 306,400 306,700 307,000 307,400 307,600 307,900 308,200 308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 192,000	基準給料月額 円 219,500	基準給料月額 円 260,000	基準給料月額 円 279,700	基準給料月額 円 294,900	基準給料月額 円 320,600	基準給料月額 円 362,700	基準給料月額 円 396,200

旧

（給料表）

第4条　給料表は、別表第1のとおりとする。

2及び3　　（略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600

旧										
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		

旧											
		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
		54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
		55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
		56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
		57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
		58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
		59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
		60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
		61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
		62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
		63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
		64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
		65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
		66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
		67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
		68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
		69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
		70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
		71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
		72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
		73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
		77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
		78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
		79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
		80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
		81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
		82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			

旧											
		83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300			
		84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500			
		85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700			
		86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500				
		87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800				
		88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
		89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200				
		90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500				
		91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800				
		92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000				
		93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200				
		94		299, 400	347, 400						
		95		299, 700	347, 800						
		96		300, 100	348, 200						
		97		300, 300	348, 400						
		98		300, 600	348, 800						
		99		301, 000	349, 200						
		100		301, 400	349, 500						
		101		301, 600	349, 800						
		102		301, 900	350, 200						
		103		302, 200	350, 600						
		104		302, 500	351, 000						
		105		302, 700	351, 500						
		106		303, 000	351, 900						
		107		303, 300	352, 300						
		108		303, 600	352, 700						
		109		303, 800	353, 200						
		110		304, 200	353, 600						
		111		304, 600	353, 900						
		112		304, 900	354, 200						
		113		305, 100	354, 700						

旧									
	114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125		305,300 305,600 306,000 306,200 306,400 306,700 307,000 307,400 307,600 307,900 308,200 308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第２条関係）

新	旧
（職員の報酬） 第3条　　（略） 2及び3　　（略） 4　前項の報酬額は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間が江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合において、第1項又は第2項の規定により定められた報酬の基準となる額に、江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号。以下「給与条例」という。）第10条の2第2項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	（職員の報酬） 第3条　　（略） 2及び3　　（略） 4　前項の報酬額は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間が江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合において、第1項又は第2項の規定により定められた報酬の基準となる額に、100分の6を乗じて得た額を加算した額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
（通勤に係る費用弁償） 第5条　職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。 2　通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第7項までの規定の例による。この場合において、費用弁償の額は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。	（通勤に係る費用弁償） 第5条　職員が江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号。以下「給与条例」という。）第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。 2　通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。この場合において、費用弁償の額は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。

江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（第３条関係）

新	旧
附　則 （江南市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第9条　　（略） 2～6　　（略） 7　新給与条例第5条及び第9条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8　　（略）	附　則 （江南市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第9条　　（略） 2～6　　（略） 7　新給与条例第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8　　（略）

令和７年議案第１６号

江南市市税条例の一部改正について

江南市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）

江南市市税条例（昭和３０年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３５条の２第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。
第５９条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。
第８０条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。
第１１９条の３第２項第１号及び第１２０条の１４第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（市民税の申告） 第35条の2　　（略） 2～8　　（略） 9　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第59条の2　施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び	（市民税の申告） 第35条の2　　（略） 2～8　　（略） 9　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第59条の2　同左 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び

新	旧
個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
(2)～(4)　(略)	(2)～(4)　(略)
2　(略)	2　(略)
(種別割の減免)	(種別割の減免)
第80条　(略)	第80条　(略)
2　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。	2　同左
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定す	(2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定す

新	旧
る法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)	る法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
(3)～(8)　　(略)	(3)～(8)　　(略)
3　　(略)	3　　(略)
(特別土地保有税の減免)	(特別土地保有税の減免)
第119条の3　　(略)	第119条の3　　(略)
2　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	2　同左
(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)	(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
(2)及び(3)　　(略)	(2)及び(3)　　(略)

新	旧
3　　　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第120条の14　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)及び(3)　　　（略）	3　　　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第120条の14　同左 (1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)及び(3)　　　（略）

令和７年議案第１７号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第４号中「第２項第１０項」を「第２項第１１項」に改め、同条第５号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第６号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2)　　（略） (3)　特定個人情報　法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (4)　個人番号利用事務　法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。 (5)　個人番号利用事務実施者　法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)及び(8)　　（略）	（定義） 第2条　同左 (1)及び(2)　　（略） (3)　特定個人情報　法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (4)　個人番号利用事務　法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。 (5)　個人番号利用事務実施者　法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6)　情報提供ネットワークシステム　法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)及び(8)　　（略）

令和７年議案第１８号

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加し、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上１０年未満	１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満	２５年以上３０年未満	３０年以上３５年未満	３５年以上
団長	千円 ２３９	千円 ３４４	千円 ４５９	千円 ５９４	千円 ７７９	千円 ９７９	千円 １，０７９
副団長	２２９	３２９	４２９	５３４	７０９	９０９	１，００９
分団長	２１９	３１８	４１３	５１３	６５９	８４９	９４９
副分団長	２１４	３０３	３８８	４７８	６２４	８０９	９０９
部長及び班長	２０４	２８３	３５８	４３８	５６４	７３４	８３４
団員	２００	２６４	３３４	４０９	５１９	６８９	７８９

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（参　考）

江南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新

（退職報償金の支給額）

第2条　退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

旧

（退職報償金の支給額）

第2条　退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

令和７年議案第１９号

江南市手数料条例の一部改正について

江南市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）

江南市手数料条例（昭和３９年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表５土木関係の表中低炭素建築物新築等計画認定の項及び低炭素建築物新築等計画変更認定の項を次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="5">低炭素建築物新築等計画認定</td><td rowspan="5">都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを</td><td colspan="2">一戸建て住宅</td><td>１件</td><td>５，２００円</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同住宅等</td><td rowspan="4">建築物全体又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省、国土交通省令第１号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部</td><td>１棟の戸数が１のもの</td><td>１件</td><td>５，２００円</td></tr>
<tr><td>１棟の総戸数が２以上５以下のもの</td><td>１件</td><td>１０，３００円</td></tr>
<tr><td>１棟の総戸数が６以上１０以下のもの</td><td>１件</td><td>１７，５００円</td></tr>
<tr><td>１棟の総戸数が１１以上のもの</td><td>１件</td><td>２９，１００円</td></tr>
</table>

	証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）		分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同条第２項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもの					
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	１０，３００円		
				非住宅部	１件	１７，９００円		

				分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの			
		その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの			１件	１０，３００円
			建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの			１件	１７，９００円
	その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるもの			１件	２７，０００円
			建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるもの			１件	１９，１００円
			その他のもの			１件	３７，１００円
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物	全住戸が建築物省エネ法基	１棟の戸数が１のもの	１件	２７，０００円
					１棟の総戸数が２以上５以	１件	５３，９００円

			の住宅部分に係るもの	準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	下のもの			
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	７５，８００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	１０８，３００円	
				全住戸が建築物省エネ法基準省	１棟の戸数が１のもの	１件	１９，１００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	３５，９００円	

				令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	５１，９００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	７４，６００円	
				その他のもの	１棟の戸数が１のもの	１件	３７，１００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	７４，９００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	１０５，４００円	
					１棟の総	１件	１４８，３００	

					戸数が１１以上のもの		円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	９５，０００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１２１，０００円	
				その他の	非住宅部分の床面	１件	２４８，４００円	

				もの	積の合計が３００平方メートル以内のもの			
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	３１１，２００円	
		その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	９５，０００円	
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	１２１，０００円	
			その他のもの		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	２４８，４００円	
					建築物の	１件	３１１，２００	

				延べ面積が３００平方メートルを超えるもの		円	
低炭素建築物新築等計画変更認定	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			１件	３，２００円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件	３，２００円	
				申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件	６，２００円	
				申請に係る戸数が６以上１０以下のもの	１件	１０，５００円	
				申請に係る戸数が１１以上のもの	１件	１７，５００円	
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	１棟の戸数が１のもの	１件	３，２００円	
				１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	６，２００円	
				１棟の総	１件	１０，５００円	

				戸数が６以上１０以下のもの			
				１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	１７，５００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	６，２００円	
				非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１０，７００円	
		その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの		１件	６，２００円	
			建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの		１件	１０，７００円	
	その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）		１件	１４，１００円	

			又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの					
			建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの			１件	１０，１００円	
			その他のもの			１件	１９，２００円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの		申請に係る戸数が１のもの	１件	１９，２００円	
					申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件	３８，５００円	
					申請に係る戸数が６以上１０以下のもの	１件	５４，５００円	
					申請に係る戸数が１１以上のもの	１件	７７，１００円	
			建築物全体、建築	全住戸が建築物省	１棟の戸数が１のもの	１件	１４，１００円	
					１棟の総	１件	２７，９００円	

			物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	戸数が２以上５以下のもの			
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	３９，６００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	５７，０００円	
				全住戸が建築物省エネ	１棟の戸数が１のもの	１件	１０，１００円	
					１棟の総戸数が２	１件	１９，０００円	

				法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	以上５以下のもの			
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	２７，７００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	４０，２００円	
				その他のもの	１棟の戸数が１のもの	１件	１９，２００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	３８，５００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のも	１件	５４，５００円	

					の			
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	７７，１００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	４８，６００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	６２，３００円	

				その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	１２５，２００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１５７，４００円	
		その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	４８，６００円	
					建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	６２，３００円	
			その他のもの		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内	１件	１２５，２００円	

				のもの			
				建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	１５７，４００円	

別表５土木関係の表中低炭素建築物新築等計画変更認定の項の次に次の１項を加える。

低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付	１件	建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）	

別表５土木関係の表中建築物エネルギー消費性能適合性判定の項から建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項までを次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１件	２７，０００円（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の変更に係	

性判定						る場合にあっては、１４，１００円）	
		建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの			１件	１９，１００円（計画の変更に係る場合にあっては、１０，１００円）	
		その他のもの			１件	３７，１００円（計画の変更に係る場合にあっては、１９，２００円）	
	共同住宅等	住戸に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下、この項において同じ。）が１のもの	１件	２７，０００円（計画の変更に係る場合にあっては、１４，１００円）	
				住戸の数が２以上５以下の	１件	５３，９００円（計画の変更に係る場合にあっ	

				もの		ては、２７，９００円）		
				住戸の数が６以上１０以下のもの	１件	７５，８００円（計画の変更に係る場合にあっては、３９，６００円）		
				住戸の数が１１以上のもの	１件	１０８，３００円（計画の変更に係る場合にあっては、５７，０００円）		
			全住戸が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	住戸の数が１のもの	１件	１９，１００円（計画の変更に係る場合にあっては、１０，１００円）		
				住戸の数が２以上５以下のもの	１件	３５，９００円（計画の変更に係る場合にあっては、１９，０００円）		
				住戸の数が６以上１０以下のもの	１件	５１，９００円（計画の変更に係る場合にあっては、２７，７００円）		
				住戸の数が１１以上のもの	１件	７４，６００円（計画の変更に係る場合にあっては、４０，２０		

						０円）
			その他のもの	住戸の数が１のもの	１件	３７，１００円（計画の変更に係る場合にあっては、１９，２００円）
				住戸の数が２以上５以下のもの	１件	７４，９００円（計画の変更に係る場合にあっては、３８，５００円）
				住戸の数が６以上１０以下のもの	１件	１０５，４００円（計画の変更に係る場合にあっては、５４，５００円）
				住戸の数が１１以上のもの	１件	１４８，３００円（計画の変更に係る場合にあっては、７７，１００円）
		建築物省エネ法基準省令第４条第３項第１号に規定する共用部分（以下この表において	床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう。以下、この項において同じ。）が３００平方メートル以内のもの		１件	１１８，５００円（計画の変更に係る場合にあっては、６０，３００円）
			床面積の合計が３		１件	１４９，７００

		「共用部分」という。）に係るもの	００平方メートルを超えるもの		円（計画の変更に係る場合にあっては、７６，６００円）	
		非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	９５，０００円（計画の変更に係る場合にあっては、４８，６００円）
				床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１２１，０００円（計画の変更に係る場合にあっては、６２，３００円）
			その他のもの	床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	２４８，４００円（計画の変更に係る場合にあっては、１２５，２００円）
				床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	３１１，２００円（計画の変更に係る場合にあっては、１５７，４００円）
	その他の建築物	全部が建築物省エネ基準省令第１条第１項第１号ロに		床面積の合計が３００平方	１件	９５，０００円（計画の変更に係る場合にあっ

		定める基準に係るものであるもの	メートル以内のもの		ては、４８，６００円）	
			床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１２１，０００円（計画の変更に係る場合にあっては、６２，３００円）	
		その他のもの	床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	２４８，４００円（計画の変更に係る場合にあっては、１２５，２００円）	
			床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	３１１，２００円（計画の変更に係る場合にあっては、１５７，４００円）	
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付				１件	建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に１００円	

						未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第３０条第１項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適	一戸建て住宅			１件	５，２００円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	１棟の戸数が１のもの	１件	５，２００円	
				１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	１０，３００円	
				１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	１７，５００円	
				１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	２９，１００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	１０，３００円	
				非住宅部分の床面積の合計	１件	１７，９００円	

	合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）		が３００平方メートルを超えるもの			
		その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	１０，３００円	
			建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	１７，９００円	
	その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの	１件	２７，０００円	
			建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）	１件	１９，１００円	

			に定める基準に係るものであるもの					
			その他のもの			１件	３７，１００円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであ	１棟の戸数が１のもの	１件	２７，０００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	５３，９００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	７５，８００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	１０８，３００円	

				るもの				
				全住戸が建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１棟の戸数が１のもの	１件	１９，１００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	３５，９００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	５１，９００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	７４，６００円	
				その他のもの	１棟の戸数が１のもの	１件	３７，１００円	
					１棟の総	１件	７４，９００円	

					戸数が２以上５以下のもの			
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	１０５，４００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	１４８，３００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	９５，０００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１２１，０００円	

				定める基準に係るものであるもの				
				その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	２４８，４００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	３１１，２００円	
		その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	９５，０００円	
					建築物の延べ面積が３００	１件	１２１，０００円	

			基準に係るものであるもの	平方メートルを超えるもの			
			その他のもの	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	２４８，４００円	
				建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	３１１，２００円	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			１件	３，２００円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件	３，２００円	
				申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件	６，２００円	
				申請に係る戸数が６以上１０以下のもの	１件	１０，５００円	
				申請に係る戸数が	１件	１７，５００円	

				１１以上のもの			
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	１棟の戸数が１のもの	１件	３，２００円	
				１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	６，２００円	
				１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	１０，５００円	
				１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	１７，５００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	６，２００円	
				非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超	１件	１０，７００円	

				えるもの		
		その他の建築物	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの		１件	６，２００円
			建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの		１件	１０，７００円
	その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるもの		１件	１４，１００円
			建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるもの		１件	１０，１００円
			その他のもの		１件	１９，２００円
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が１のもの	１件	１９，２００円
				申請に係る戸数が２以上５以下のもの	１件	３８，５００円
				申請に係る戸数が６以上１	１件	５４，５００円

					０以下のもの			
					申請に係る戸数が１１以上のもの	１件	７７，１００円	
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に	１棟の戸数が１のもの	１件	１４，１００円	
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	２７，９００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	３９，６００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	５７，０００円	

				係るものであるもの					
				全住戸が建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	１棟の戸数が１のもの	１件	１０，１００円		
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	１９，０００円		
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	２７，７００円		
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	４０，２００円		
				その他の	１棟の戸数が１の	１件	１９，２００円		

				もの	もの			
					１棟の総戸数が２以上５以下のもの	１件	３８，５００円	
					１棟の総戸数が６以上１０以下のもの	１件	５４，５００円	
					１棟の総戸数が１１以上のもの	１件	７７，１００円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	４８，６００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	６２，３００円	

				（２）に定める基準に係るものであるもの				
				その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	１件	１２５，２００円	
					非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルを超えるもの	１件	１５７，４００円	
		その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及		建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	４８，６００円	
					建築物の	１件	６２，３００円	

			びロ（２）に定める基準に係るものであるもの	延べ面積が３００平方メートルを超えるもの			
			その他のもの	建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のもの	１件	１２５，２００円	
				建築物の延べ面積が３００平方メートルを超えるもの	１件	１５７，４００円	

別表５土木関係の表中建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の項の次に次の１項を加える。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付	１件	建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨	

		てて得た額)	

別表５土木関係の表中建築物エネルギー消費性能基準適合認定の項を削り、同表興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の項の次に次の１項を加える。

検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定	１件	１２０，０００円	

別表５土木関係の表中建築物又は工作物に関する確認又は計画通知の項から中間検査を実施した建築物に関する完了検査の項までを次のように改める。

建築物、建築設備又は工作物に関する確認又は計画通知	３０平方メートル以内のもの	１件	１０，０００円	次に掲げる場合の区分は、当該床面積を２分の１として算定する。 （１）確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（建築物を移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積 （２）建築物を移転し、又はその大規模の修
	３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの	１件	２８，０００円	
	１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件	５９，０００円	
	２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件	１０１，０００円	
	３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件	１４１，０００円	
	１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの	１件	２０７，０００円	
	２，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの	１件	３１３，０００円	
	１０，０００平方メートルを超え、５０，０００平方メートル以内のもの	１件	４６６，０００円	
	５０，０００平方メートルを超えるもの	１件	８３６，０００円	

				繕若しくは大規模の模様替をする場合（（３）に規定する場合を除く。）は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積 （３）確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積
	小荷物専用昇降機	１件	９，０００円	
	小荷物専用昇降機の計画変更	１件	６，０００円	

	その他の建築設備	１件	２３，０００円	
	その他の建築設備の計画変更	１件	１０，０００円	
	工作物	１件	１７，０００円	
	工作物の計画変更	１件	７，０００円	
建築物に関する中間検査	３０平方メートル以内のもの	１件	２０，０００円	
	３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの	１件	２５，０００円	
	１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件	３６，０００円	
	２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件	４８，０００円	
	３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件	６２，０００円	
	１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの	１件	８４，０００円	
	２，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの	１件	１４３，０００円	
	１０，０００平方メートルを超え、５０，０００平方メートル以内のもの	１件	２０４，０００円	
	５０，０００平方メートルを超えるもの	１件	３９１，０００円	
建築物、建築設備又は工作物に関する完了検	３０平方メートル以内のもの	１件	２３，０００円	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の区分は、当該移転、修繕又は模様替に係る床面積を２分の１
	３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの	１件	２８，０００円	
	１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件	４１，０００円	
	２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件	５５，０００円	
	３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件	６７，０００円	
	１，０００平方メートルを超え、２，	１件	９５，０００円	

査又は完了通知	０００平方メートル以内のもの			として算定する。
	２，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの	１件	１７１，０００円	
	１０，０００平方メートルを超え、５０，０００平方メートル以内のもの	１件	２４４，０００円	
	５０，０００平方メートルを超えるもの	１件	４４９，０００円	
	小荷物専用昇降機	１件	２３，０００円	
	その他の建築設備	１件	４１，０００円	
	工作物	１件	２９，０００円	
中間検査を実施した建築物に関する完了検査	３０平方メートル以内のもの	１件	２２，０００円	
	３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの	１件	２７，０００円	
	１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの	１件	４０，０００円	
	２００平方メートルを超え、３００平方メートル以内のもの	１件	５３，０００円	
	３００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの	１件	６６，０００円	
	１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの	１件	９３，０００円	
	２，０００平方メートルを超え、１０，０００平方メートル以内のもの	１件	１６１，０００円	
	１０，０００平方メートルを超え、５０，０００平方メートル以内のもの	１件	２３４，０００円	
	５０，０００平方メートルを超えるもの	１件	４３９，０００円	

別表５土木関係の表備考を次のように改める。

備考

１　低炭素建築物新築等計画認定（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに

限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１０，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１７，９００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

２　低炭素建築物新築等計画認定（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１１８，５００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１４９，７００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　４７，５００円

イ　３００平方メートルを超える場合　６０，５００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　９５，０００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１２１，０００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当

該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４８，４００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１１，２００円

３　低炭素建築物新築等計画認定（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

４　低炭素建築物新築等計画変更認定（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６，２００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１０，７００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

５　低炭素建築物新築等計画変更認定（その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６０，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　７６，６００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１，１００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　４８，６００円

イ　３００平方メートルを超える場合　６２，３００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１２５，２００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１５７，４００円

６　低炭素建築物新築等計画変更認定（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

７　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計に

ついての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　３，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　５，３００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

８　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　３０，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３８，３００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１２，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１５，５００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１，１００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６２，６００円

イ　３００平方メートルを超える場合　７８，７００円

９　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付（低炭素建築物基

準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第６号の規定により計算して得た額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

１０　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

１１　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている同法第３２条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第３０条第１項若しくは第３１条第１項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前号の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

１２　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出

した建築物エネルギー消費性能適合性判定の額に相当する額を合算した額とする。

１３　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第１０号の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

１４　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている同法第３２条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第３０条第１項若しくは第３１条第１項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前号の規定にかかわらず、第１１号の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

１５　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の額に相当する額を合算した額とする。

１６　建築物エネルギー消費性能向上計画認定（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算す

る。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１０，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１７，９００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

１７　建築物エネルギー消費性能向上計画認定（その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１１８，５００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１４９，７００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　４７，５００円

イ　３００平方メートルを超える場合　６０，５００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　９５，０００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１２１，０００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４８，４００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１１，２００円

１８　建築物エネルギー消費性能向上計画認定（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

１９　建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２９条第１項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額に相当する額を合算した額とする。

２０　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６，２００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１０，７００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

２１　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものに

あっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６０，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　７６，６００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１，１００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　４８，６００円

イ　３００平方メートルを超える場合　６２，３００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１２５，２００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１５７，４００円

２２　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

２３　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３１条第１項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額）に相当する額を合算した額とする。

２４　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　３，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　５，３００円

（２）非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての（１）ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）ア及びイに定める額

２５　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、（１）に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

（１）共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　３０，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３８，３００円

（２）非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　１２，１００円

イ　３００平方メートルを超える場合　１５，５００円

（３）非住宅部分がある場合（（２）に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第１０条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　２４，３００円

イ　３００平方メートルを超える場合　３１，１００円

（４）非住宅部分がある場合（（２）及び（３）に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア　３００平方メートル以内の場合　６２，６００円

イ　３００平方メートルを超える場合　７８，７００円

２６　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第２２号の規定により計算して得た額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

２７　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２９条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付の額に相当する額を合算した額とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新
（区分及び金額） 第3条　手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。 別表（第3条関係） 5　土木関係

区分					単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項							（略）
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基	一戸建て住宅			1件	5,200円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第1	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	

新									
		準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）		条第1項第1号に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」という。）及び同条第2項に規定する住宅部分（以下この表において「住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分に係るもの					

新									
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	10,300円		
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	17,900円		
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	10,300円		
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	17,900円		

新									
		その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの			1件	27,000円	
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの			1件	19,100円	
				その他のもの			1件	37,100円	
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)	1棟の戸数が1のもの	1件	27,000円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	53,900円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	75,800円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	108,300円	

新										
					及び ロ (1) に定 める 基準 に係 るも のであるもの					
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係	1棟の戸数が1のもの	1件	19,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円		

新										
					るものであるもの					
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円		
				複合建築物の	非住宅部分の	非住宅部分の床面積の合計	1件	95,000円		

新										
				非住宅部分に係るもの	全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	が300平方メートル以内のもの				
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		

新										
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
				その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超え	1件	311,200円		

新							
				るもの			
低炭素建築物新築等計画変更認定	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			1件	3,200円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	3,200円	
				申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
				申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				申請に係る戸数が11以上のもの	1件	17,500円	
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				1棟の総	1件	17,500円	

新									
					戸数が11以上のもの				
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1件	6,200円		

新									
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	10,700円		
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	6,200円		
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	10,700円		
		その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		1件	14,100円		
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	10,100円		
				その他のもの		1件	19,200円		
			共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	19,200円		
					申請に係る戸数が	1件	38,500円		

新										
						2以上5以下のもの				
						申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円		
						申請に係る戸数が11以上のもの	1件	77,100円		
				建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及び	1棟の戸数が1のもの	1件	14,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	27,900円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	39,600円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	57,000円		

新										
					ロ(1)に定める基準に係るものであるもの					
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも	1棟の戸数が1のもの	1件	10,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	19,000円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	27,700円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	40,200円		

新										
					のであるもの					
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円		
				複合建築物の非住	非住宅部分の全部	非住宅部分の床面積の合計が 300 平	1件	48,600円		

新										
				宅部分に係るもの	が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	方メートル以内のもの				
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円		
						非住宅部	1件	157,400円		

新									
					分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円		
				(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		
				その他のもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円		
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円		

新					
低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付			1件	建築物の区分に応じ、低炭素建築物新築等計画変更認定に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1件	27,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項において「計画」という。)の変更に係る場合にあっては、14,100円)	
		建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件	19,100円(計画の変更に係る場合にあっては、10,100円)	
		その他のもの	1件	37,100円(計画の変更に係る場合にあっては、19,200円)	

新									
		共同住宅等	住戸に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	住戸の数(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下、この項において同じ。)が1のもの	1件	27,000円(計画の変更に係る場合にあっては、14,100円)		
					住戸の数が2以上5以下のもの	1件	53,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,900円)		
					住戸の数が6以上10以下のもの	1件	75,800円(計画の変更に係る場合にあっては、39,600円)		
					住戸の数が11以上のもの	1件	108,300円(計画の変更に係る場合にあっては、57,000円)		
				全住戸が建築物省	住戸の数が1のも	1件	19,100円(計画の変更に係る		

新									
				エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	の		場合にあっては、10,100円)		
					住戸の数が2以上5以下のもの	1件	35,900円(計画の変更に係る場合にあっては、19,000円)		
					住戸の数が6以上10以下のもの	1件	51,900円(計画の変更に係る場合にあっては、27,700円)		
					住戸の数が11以上のもの	1件	74,600円(計画の変更に係る場合にあっては、40,200円)		
				その他のもの	住戸の数が1のもの	1件	37,100円(計画の変更に係る場合にあっては、19,200円)		
					住戸の数が2以上5以下のもの	1件	74,900円(計画の変更に係る場合にあっては、38,500円)		
					住戸の数が6以上10以下のもの	1件	105,400円(計画の変更に係る場合にあっては、54,500円)		
					住戸の数が11以上のもの	1件	148,300円(計画の変更に係る場合にあっ		

新									
							ては、77,100円)		
			建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分(以下この表において「共用部分」という。)に係るもの	床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう。以下、この項において同じ。)が300平方メートル以内のもの		1件	118,500円(計画の変更に係る場合にあっては、60,300円)		
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		1件	149,700円(計画の変更に係る場合にあっては、76,600円)		
			非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円(計画の変更に係る場合にあっては、48,600円)		
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円(計画の変更に係る場合にあっては、62,300円)		
				その他のもの	床面積の合計が	1件	248,400円(計画の変更に係		

新									
					300平方メートル以内のもの		る場合にあっては、125,200円)		
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円(計画の変更に係る場合にあっては、157,400円)		
		その他の建築物	全部が建築物省エネ基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円(計画の変更に係る場合にあっては、48,600円)		
					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円(計画の変更に係る場合にあっては、62,300円)		
			その他のもの		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円(計画の変更に係る場合にあっては、125,200円)		
					床面積の合計が	1件	311,200円(計画の変更に係		

新							
				300平方メートルを超えるもの		る場合にあっては、157,400円)	
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付					1件	建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)	
建築物エネルギー消費性能向上計画	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	一戸建て住宅			1件	5,200円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	

新								
	認定	（平成27年法律第53号）第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円		
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円		
			複合建築物の非住	非住宅部分の床面	1件	10,300円		

新								
		表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）		宅部分に係るもの	積の合計が300平方メートル以内のもの			
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	17,900円	
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	10,300円	
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	17,900円	
		その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		1件	27,000円	
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	19,100円	
				その他のもの		1件	37,100円	

新										
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件	27,000円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	53,900円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	75,800円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	108,300円		
					全住	1棟の戸	1件	19,100円		

新										
					戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	数が1のもの				
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円		
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円		
						1棟の総	1件	105,400円		

新										
						戸数が6以上10以下のもの				
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円		
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		

新										
					のであるもの					
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
				(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
				その他の		建築物の	1件	248,400円		

新								
				もの	延べ面積が300平方メートル以内のもの			
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅				1件	3,200円	
		共同住宅等		住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	3,200円	
					申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
					申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
					申請に係る戸数が11以上のもの	1件	17,500円	
				建築物全体、建築	1棟の戸数が1の	1件	3,200円	

新									
				物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	もの				
					1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円		
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円		
					1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円		

新									
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	6,200円		
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	10,700円		
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	6,200円		
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	10,700円		
		その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの		1件	14,100円		
				建築物省エネ法基準		1件	10,100円		

新									
				省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの					
				その他のもの			1件	19,200円	
			共同住宅等	住戸のみに係るもの		申請に係る戸数が1のもの	1件	19,200円	
						申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
						申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
						申請に係る戸数が11以上のもの	1件	77,100円	
				建築物全体、建築物全体及び住戸又は複	全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条	1棟の戸数が1のもの	1件	14,100円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	27,900円	
						1棟の総戸数が6	1件	39,600円	

新										
				合建築物の住宅部分に係るもの	第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係るものであるもの	以上10以下のもの				
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	57,000円		
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2	1棟の戸数が1のもの	1件	10,100円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	19,000円		
						1棟の総戸数が6以上10以	1件	27,700円		

新										
					号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	下のもの				
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	40,200円		
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円		

新										

新										
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		

新										
					もの					
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円		
				(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		
				その他のもの		建築物の延べ面積が300平	1件	125,200円		

新							
				方メートル以内のもの			
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円	
建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付					1件	建築物の区分に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)	

新

新

新

新

新				
開発行為許可の項～興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の項　（略）				
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定		1件	120,000円	
建築物の敷地と道路との関係の認定の項～自動車修理工場等の敷地の自動車の出入口に関する制限の適用除外に係る認定の項　（略）				
建築物、建築設備又は工作物に関する確認又は計画通知	30平方メートル以内のもの	1件	10,000円	次に掲げる場合の区分は、当該床面積を2分の1として算定する。 (1)　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（建築物を移転する場合を除く。）は、当該計画の変更
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	28,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	59,000円	
	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件	101,000円	
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	141,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	207,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	313,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平	1件	466,000円	

新				
	方メートル以内のもの			に係る部分の床面積 (2)　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合((3)に規定する場合を除く。)は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積 (3)　確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	836,000円	
	小荷物専用昇降機	1件	9,000円	
	小荷物専用昇降機の計画変更	1件	6,000円	
	その他の建築設備	1件	23,000円	

新				
	その他の建築設備の計画変更	1件	10,000円	
	工作物	1件	17,000円	
	工作物の計画変更	1件	7,000円	
建築物に関する中間検査	30平方メートル以内のもの	1件	20,000円	
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	25,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	36,000円	
	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件	48,000円	
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	62,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	84,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	143,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	204,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	391,000円	
建築物、建築設備又は工作物に関する完了検査又	30平方メートル以内のもの	1件	23,000円	建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の区分は、当該移転、修繕又は模様替に係る床面積を2分の1として算定する。
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	28,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	41,000円	
	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件	55,000円	
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	67,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	95,000円	

新

は完了通知	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	171,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	244,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	449,000円	
	小荷物専用昇降機	1件	23,000円	
	その他の建築設備	1件	41,000円	
	工作物	1件	29,000円	
中間検査を実施した建築物に関する完了検査	30平方メートル以内のもの	1件	22,000円	
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	27,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	40,000円	
	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件	53,000円	
	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	66,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	93,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	161,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	234,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	439,000円	
屋外広告物の項　　（略）				

備考

1　低炭素建築物新築等計画認定（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

新
(1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　10,300円 イ　300平方メートルを超える場合　17,900円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 2　低炭素建築物新築等計画認定(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　118,500円 イ　300平方メートルを超える場合　149,700円 (2)　非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下「工場等」という。)である場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　47,500円 イ　300平方メートルを超える場合　60,500円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　95,000円 イ　300平方メートルを超える場合　121,000円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

新
ア　300平方メートル以内の場合　248,400円 イ　300平方メートルを超える場合　311,200円 3　低炭素建築物新築等計画認定(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 4　低炭素建築物新築等計画変更認定(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　6,200円 イ　300平方メートルを超える場合　10,700円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 5　低炭素建築物新築等計画変更認定(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　60,300円 イ　300平方メートルを超える場合　76,600円

新
(2)　非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　24,300円 イ　300平方メートルを超える場合　31,100円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　48,600円 イ　300平方メートルを超える場合　62,300円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　125,200円 イ　300平方メートルを超える場合　157,400円 6　低炭素建築物新築等計画変更認定(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 7　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計

新
についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　3,100円 イ　300平方メートルを超える場合　5,300円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 8　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付(低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　30,100円 イ　300平方メートルを超える場合　38,300円 (2)　非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　12,100円 イ　300平方メートルを超える場合　15,500円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　24,300円 イ　300平方メートルを超える場合　31,100円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　62,600円 イ　300平方メートルを超える場合　78,700円

新
9　低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第6号の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。 10　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。 11　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前号の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定）に係る計画適合性確認機関が認めた場合等の区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。 12　建築物エネルギー消費性能適合性判定について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係る

新
ものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定の額に相当する額を合算した額とする。 13　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第10号の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 14　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該手数料に係る建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。)が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前号の規定にかかわらず、第11号の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 15　建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付の額に相当する額を合算した額とする。 16　建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに

新
限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　10,300円 イ　300平方メートルを超える場合　17,900円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 17　建築物エネルギー消費性能向上計画認定(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　118,500円 イ　300平方メートルを超える場合　149,700円 (2)　非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　47,500円 イ　300平方メートルを超える場合　60,500円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　95,000円 イ　300平方メートルを超える場合　121,000円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次

新
に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　248,400円 イ　300平方メートルを超える場合　311,200円 18　建築物エネルギー消費性能向上計画認定(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 19　建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額に相当する額を合算した額とする。 20　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　6,200円 イ　300平方メートルを超える場合　10,700円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 21　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定(その他の場合における共同住

新
宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　60,300円 イ　300平方メートルを超える場合　76,600円 (2)　非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　24,300円 イ　300平方メートルを超える場合　31,100円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　48,600円 イ　300平方メートルを超える場合　62,300円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　125,200円 イ　300平方メートルを超える場合　157,400円 22　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定(その他の場合における共同住宅等(複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。)又はその他の建築物に係るものに限る。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額(その額に100円未

新
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 23　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(変更がないものを除く。)についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の額(当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額)に相当する額を合算した額とする。 24　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　3,100円 イ　300平方メートルを超える場合　5,300円 (2)　非住宅部分がある場合　当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額 25　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付(計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係るものにあっては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)　共用部分がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。)　当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

新
ア　300平方メートル以内の場合　30,100円 イ　300平方メートルを超える場合　38,300円 (2)　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　12,100円 イ　300平方メートルを超える場合　15,500円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　24,300円 イ　300平方メートルを超える場合　31,100円 (4)　非住宅部分がある場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。）　当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア　300平方メートル以内の場合　62,600円 イ　300平方メートルを超える場合　78,700円 26　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付(計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等(建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。)に係るものを除く。)について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第22号の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。 27　建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物(軽微な

新
変更があるものに限る。)についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付の額に相当する額を合算した額とする。

旧

（区分及び金額）

第3条　手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）

5　土木関係

区分					単位	金額	備考
優良宅地造成認定の項～長期優良住宅建築等計画等変更認定の項							（略）
低炭素建築物新築等計画認定	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関（以下この表において	一戸建て住宅			1件	5,200円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この表において「非住宅部分」とい	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	(1)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下この表において「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エ
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	

旧								
		「適合性確認機関」という。)が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合(以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた		う。)及び同項に規定する住宅部分(以下この表において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分に係るもの				ネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。以下この表において同じ。)には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合　10,300円 イ　300平方メートルを超える場合　17,900円 (2)　非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)

旧							
		場合等」という。)					ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	10,300円
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	17,900円
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	10,300円
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	17,900円

旧							
		その他の場合	一戸建て住宅				
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1件	19,100円	
				その他のもの	1件	37,100円	
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの			(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合　118,500円 イ　300平方メートルを超える場合

旧									
									149,700円 (2)　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。 ア　300平方メートル以内の場合　95,000円 イ　300平方メートルを
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係	1棟の戸数が1のもの	1件	19,100円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円	

旧									
					るものであるもの				超える場合121,000円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。 ア　300平方メートル以内の場合248,400円 イ　300平方メートルを超える場合311,200円
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	
				複合建築物の	非住宅部分の	非住宅部分の床面積の合計	1件	95,000円	

旧										
				非住宅部分に係るもの	全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	が300平方メートル以内のもの				
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		

旧										
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
				その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超え	1件	311,200円		

旧							
				るもの			
低炭素建築物新築等計画変更認定	低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			1件	3,200円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	3,200円	
				申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
				申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				申請に係る戸数が11以上のもの	1件	17,500円	
			建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	3,200円	(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				1棟の総	1件	17,500円	

旧									
					戸数が11以上のもの			メートル以内の場合6,200円 イ　300平方メートルを超える場合10,700円 (2)　非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。	
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	6,200円		

旧									
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	10,700円		
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	6,200円		
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	10,700円		
		その他の場合	一戸建て住宅						
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	10,100円		
				その他のもの		1件	19,200円		
			共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	19,200円		
					申請に係る戸数が	1件	38,500円		

旧										
						2以上5以下のもの				
						申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円		
						申請に係る戸数が11以上のもの	1件	77,100円		
				建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの					(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合 60,300円 イ　300平方メートルを超える場合 76,600円	

旧									
									(2)　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。 ア　300平方メートル以内の場合　48,600円 イ　300平方メートルを超える場合
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも	1棟の戸数が1のもの	1件	10,100円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	19,000円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	27,700円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	40,200円	

旧										
					のであるもの				62,300円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。 ア　300平方メートル以内の場合125,200円 イ　300平方メートルを超える場合157,400円	
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円		
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円		
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円		
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円		
				複合建築物の非住	非住宅部分の全部	非住宅部分の床面積の合計が300平	1件	48,600円		

旧										
				宅部分に係るもの	が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	方メートル以内のもの				
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円		
						非住宅部	1件	157,400円		

旧									
						分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円	
				(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円	
				その他のもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円	
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円	

旧					
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	床面積(特定建築行為に係る床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計が300平方メートル以上のもの	1件	121,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この項及び次項において「計画」という。)の変更に係る場合にあっては、62,300円)	(1) 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの(以下「工場等」という。)である場合における手

旧							
						数料の額（以下「工場等に係る手数料の額」という。）は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とす	

旧						
						る。 (2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を

旧							
						行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び(1)の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能向上計画認定(計画の変更に係る場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定)に係る同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付さ	

旧						
						れている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の区分に相当する額とする。
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1件	311,200円（計画の変更に係る場合にあっては、157,400円）	

旧							
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付					1件	床面積の合計に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)	建築物の用途が工場等である場合における手数料の額は、当該手数料に係る手数料の金額の欄の規定にかかわらず、工場等に係る手数料の額の計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額)とする。
建築物エネルギー消費性能向上計画	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			1件	5,200円	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	1件	5,200円	(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	10,300円	

旧								
認定				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	17,500円	に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。	
				1棟の総戸数が11以上のもの	1件	29,100円	ア　300平方メートル以内の場合10,300円 イ　300平方メートルを超える場合17,900円 (2)　非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。	
				複合建築物の非住	非住宅部分の床面	1件	10,300円	

旧								
				宅部分に係るもの	積の合計が300平方メートル以内のもの			
					非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	17,900円	
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	10,300円	
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	17,900円	
		その他の場合	一戸建て住宅					(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。
				建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		1件	19,100円	
				その他のもの		1件	37,100円	ア　300平方

旧									
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの					メートル以内の場合118,500円 イ　300平方メートルを超える場合149,700円 (2)　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅部分に係るものを除く。）。
				全住	1棟の戸	1件	19,100円		

旧									
					戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	数が1のもの			ア　300平方メートル以内の場合95,000円 イ　300平方メートルを超える場合121,000円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。 ア　300平方メートル以内の場合248,400円 イ　300平方
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円	
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	74,900円	
						1棟の総	1件	105,400円	

旧										
						戸数が6以上10以下のもの			メートルを超える場合311,200円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円		
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るも	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		

旧										
					のであるもの					
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	248,400円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
						建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
				その他の		建築物の	1件	248,400円		

旧							
			もの	延べ面積が300平方メートル以内のもの			
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	計画適合性確認機関が認めた場合等	一戸建て住宅			1件	3,200円	
		共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	3,200円	
				申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
				申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
				申請に係る戸数が11以上のもの	1件	17,500円	
			建築物全体、建築	1棟の戸数が1の	1件	3,200円	(1)　共用部分がある場合に

旧								
				物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	もの			は、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合　6,200円 イ　300平方メートルを超える場合　10,700円 (2)　非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する（複合建築
					1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	6,200円	
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	10,500円	
					1棟の総戸数が11以上のもの	1件	17,500円	

旧								
								物の住宅部分に係るものを除く。)。
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1件	6,200円	
					非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1件	10,700円	
			その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件	6,200円	
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの		1件	10,700円	
		その他の場合	一戸建て住宅 共同住宅等					
				建築物省エネ法基準		1件	10,100円	

旧								
				省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの				
				その他のもの		1件	19,200円	
				住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	1件	19,200円	
					申請に係る戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
					申請に係る戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
					申請に係る戸数が11以上のもの	1件	77,100円	
				建築物全体、建築物全体及び住戸又は複				

旧										
				合建築物の住宅部分に係るもの						
					全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第 2	1棟の戸数が1のもの	1件	10,100円	(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算す	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	19,000円		
						1棟の総戸数が6以上10以	1件	27,700円		

旧									
					号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	下のもの			る。 ア　300平方メートル以内の場合60,300円 イ　300平方メートルを超える場合76,600円 (2)　非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する（複合建築物の住宅
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	40,200円	
					その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,200円	
						1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	38,500円	
						1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	54,500円	
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	77,100円	

旧										
									部分に係るものを除く。)。 ア　300平方メートル以内の場合48,600円 イ　300平方メートルを超える場合62,300円 (3)　非住宅部分がある場合((2)に規定する場合を除く。)には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する(複合建築物の住宅部分に係るものを除く。)。 ア　300平方メートル以内の場合	

旧										
									125,200円 イ　300平方メートルを超える場合 157,400円	
				複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		

旧										
					もの					
					その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件	125,200円		
						非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円		
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	48,600円		
				(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	62,300円		
				その他のもの		建築物の延べ面積が300平	1件	125,200円		

旧							
				方メートル以内のもの			
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	157,400円	
建築物エネルギー消費性能基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する	一戸建て住宅			1件	5,200円	
		共同住宅等	1棟の戸数が1のもの		1件	5,200円	(1)　共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げ
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの		1件	10,300円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの		1件	17,500円	
			1棟の総戸数が11以		1件	29,100円	

旧						
適合認定	法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合していることを証する書類として市長が定めるものが添付されてい		上のもの			る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合　10,300円 イ　300平方メートルを超える場合　17,900円 (2)　非住宅部分がある場合には、当該非住宅部分の床面積の合計についての(1)ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)ア及びイに定める額を加算する。
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	10,300円	
			建築物の延べ面積が	1件	17,900円	

旧								
		る場合		300平方メートルを超えるもの				
		その他の場合	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るもの		1件	19,100円	
				その他のもの		1件	37,100円	
			共同住宅等	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	1件	19,100円	(1) 共用部分がある場合には、当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア 300平方メートル以内の場合 118,500円 イ 300平方メートルを超える場合 149,700円 (2) 非住宅部分がある場合
					1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1件	35,900円	
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	51,900円	
					1棟の総戸数が11以上のもの	1件	74,600円	
				その他のもの	1棟の戸数が1のもの	1件	37,100円	
					1棟の総戸数が2以上5以	1件	74,900円	

旧								
					下のもの			（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合に限る。）には、当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合　95,000円 イ　300平方メートルを超える場合　121,000円 (3)　非住宅部分がある場合（(2)に規定する場合を除く。）には、当
					1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1件	105,400円	
					1棟の総戸数が11以上のもの	1件	148,300円	

旧									
								該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算する。 ア　300平方メートル以内の場合 248,400円 イ　300平方メートルを超える場合 311,200円	
			その他の建築物	建築物全体が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるもの	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件	95,000円		
					建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	121,000円		
				その他のもの	建築物の延べ面積	1件	248,400円		

旧							
				が300平方メートル以内のもの			
				建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1件	311,200円	
開発行為許可の項～興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の項　（略）							
建築物の敷地と道路との関係の認定の項～自動車修理工場等の敷地の自動車の出入口に関する制限の適用除外に係る認定の項　（略）							
建築物又は工作物に関する確認又は計画通知	30平方メートル以内のもの				1件	6,000円	次に掲げる場合の区分は、当該床面積を2分の1として算定する。 (1)　確認を受けた建築物の計画変更をして建築物を建築する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積 (2)　建築物を
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				1件	19,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの				1件	41,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの				1件	68,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの				1件	107,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの				1件	155,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの				1件	231,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平				1件	341,000円	

旧				
	方メートル以内のもの			移転する場合は、当該移転に係る部分の床面積
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	610,000円	

旧				
	工作物	1件	17,000円	
	工作物の計画変更	1件	7,000円	
建築物に関する中間検査	30平方メートル以内のもの	1件	16,000円	
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	21,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	33,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	47,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	62,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	84,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	143,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	204,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	391,000円	
建築物又は工作物に関する完了検査又は完了通知	30平方メートル以内のもの	1件	17,000円	建築物を移転した場合の区分は、当該移転に係る床面積を2分の1として算定する。
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	22,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	36,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	51,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	67,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	95,000円	

旧				
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	171,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	244,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	449,000円	
	工作物	1件	29,000円	
中間検査を実施した建築物に関する完了検査	30平方メートル以内のもの	1件	16,000円	建築物を移転した場合の区分は、当該移転に係る床面積を2分の1として算定する。
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件	21,000円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件	35,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件	50,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件	66,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件	93,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1件	161,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1件	234,000円	
	50,000平方メートルを超えるもの	1件	439,000円	
屋外広告物の項　　（略）				

備考

1　建築物エネルギー消費性能向上計画認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係

旧
る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額に相当する額を合算した額とする。 2　建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定の額）に相当する額を合算した額とする。

令和７年議案第２０号

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第１条　江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和５０年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げる。

第１４条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第２１条中「、第９条」を削る。

（江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「、第９条」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

２　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間における第１条の規定による改正後の江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条の規定の適用については、同条第２項中「（４）重度心身障害者」とあるのは

「（４）重度心身障害者

（５）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（参　考）

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第１条関係）

新	旧
（扶養手当） 第6条　　（略） 2　扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)　　（略） (2)　　（略） (3)　　（略） (4)　　（略） （管理職員特別勤務手当） 第14条の2　管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる	（扶養手当） 第6条　　（略） 2　同左 (1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)　　（略） (3)　　（略） (4)　　（略） (5)　　（略） （管理職員特別勤務手当） 第14条の2　管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に、当該職員に対して支給する。 2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって

新	旧
時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条　第6条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。	正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第21条　第6条、第9条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（第２条関係）

新	旧
附　則 1　(略) 2　地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員については、第6条及び第17条の規定は、適用しない。	附　則 1　(略) 2　地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員については、第6条、第9条及び第17条の規定は、適用しない。

令和７年議案第２１号

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「員数」の次に「（江南市高齢者福祉審議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第３項において同じ。）」を加え、同条第３項中「前２項」を「第１項及び第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、江南市高齢者福祉審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を１の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、前２項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の１の地域包括支援センターがそれぞれ前２項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の１の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第１項第１号から第３号までに掲げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参　考）

江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（地域包括支援センターの職員に係る基準） 第4条　1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(江南市高齢者福祉審議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項及び第3項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3)　　(略) 2　　(略) 3　前2項の規定にかかわらず、江南市高齢者福祉審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、前2項に定める常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置すること	（地域包括支援センターの職員に係る基準） 第4条　1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3)　　(略) 2　　(略)

新	旧
により、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前2項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。	
4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると江南市高齢者福祉審議会において認められた場合は、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 表　　（略）	3　前2項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると江南市高齢者福祉審議会において認められた場合は、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 表　　（略）

令和７年議案第２２号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「この号」の次に「及び第６項第１号」を加え、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第１号中「当該」を削り、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第４項とする。

（１）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（２）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第６条第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第１６条第１項第２号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第３条中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（保育所等との連携） 第6条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保	（保育所等との連携） 第6条　同左

新	旧
育事業者等については、この限りでない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2)　　(略) (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明	(1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　　(略) (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

新	旧
確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 (2)　市長が家庭的保育事業者等による	2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 (2)　次項に規定する連携協力を行う者

新	旧
代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等	(1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
(2)　(略)	(2)　(略)
6　(略)	4　(略)
7　(略)	5　(略)
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保	第16条　同左

新	旧
育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	
(1)　　(略)	(1)　　(略)
(2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	(2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
(3)～(5)　　(略)	(3)～(5)　　(略)
2　　(略)	2　　(略)
附　則	附　則
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
第3条　家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	第3条　家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

令和７年議案第２３号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第３７条第１項中「第４２条第３項第１号」を「第４２条第３項」に、「同号」を「同項」に改める。

第４２条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条中第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、同条第３項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者は、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、「者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第１号中「当該」を削り、「小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号の」を「第１項第２号の」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第４項とする。

（１）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（２）市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４２条第１項の次に次の２項を加える。

２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす

と認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

（１）特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（２）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５条中「１０年」を「１５年」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2　（略）	2　（略）
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携

新	旧
施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2)　　(略) (3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を	施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　　(略) (3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

新	旧
適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 (2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。	2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 (1)　特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている

新	旧
ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	こと。
(2)　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	(2)　前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等	(1)　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
(2)　(略)	(2)　(略)
6　(略)	4　(略)

新	旧
7　　（略） 8　　（略） 9　　（略） 10　　（略） 11　　（略） 附　則 （連携施設に関する経過措置） 第5条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	5　　（略） 6　　（略） 7　　（略） 8　　（略） 9　　（略） 附　則 （連携施設に関する経過措置） 第5条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

令和７年議案第２４号

損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、本来、議会の議決を経て定めるべきところ、議会の議決を経ずに定めていたため、議会の追認を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、平成２３年８月３日江南市高屋町地内において、側溝の目地切れで生じた漏水により、市に損害賠償義務が発生したからであります。

和　解　及　び　賠　償　金　調　書

被害確認日	平成２３年８月３日	
被害発生場所	江南市高屋町中屋舗	
当事者（甲）	江南市	土木課
当事者（乙）	相手方	市内在住
被害の状況	側溝の目地切れで生じた漏水により、相手方のブロック塀及び建物の基礎が沈下したもの。	
和解の内容	１．双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。 （１）　損害額　甲　金　０円 乙　金　９１７，９１０円 （２）　過失割合　甲　１００％ 乙　０％ 甲は、乙に対し、金９１７，９１０円を賠償するものとする。 ２．その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。	
賠償金額及び支払日	構造物修繕費　金　９１７，９１０円 平成２３年１２月１日	

（参　考）

被害現場説明図（江南市高屋町中屋舗）

令和７年議案第２５号

損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、本来、議会の議決を経て定めるべきところ、議会の議決を経ずに定めていたため、議会の追認を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、平成２４年５月１５日江南市曽本町地内において、道路における舗装の剥がれで生じた段差により、市に損害賠償義務が発生したからであります。

和　解　及　び　賠　償　金　調　書

事故発生日時	平成２４年５月１５日　午後１１時頃	
事故発生場所	江南市曽本町二子８７番地先	
当　事　者　（甲）	江南市	土木課
当　事　者　（乙）	相手方	市内在住
事故の状況	道路における舗装の剥がれで生じた段差により、相手方の車両の車輪が損傷したもの。	
和解の内容	１．双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。 （１）　損害額　甲　金　０円 乙　金　５００，１８４円 （２）　過失割合　甲　１００％ 乙　０％ 甲は、乙に対し、金５００，１８４円を賠償するものとする。 ２．その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。	
賠償金額及び支払日	車両修繕費　金　５００，１８４円 平成２４年６月１９日	

（参　考）

事故現場説明図（江南市曽本町二子８７番地先）

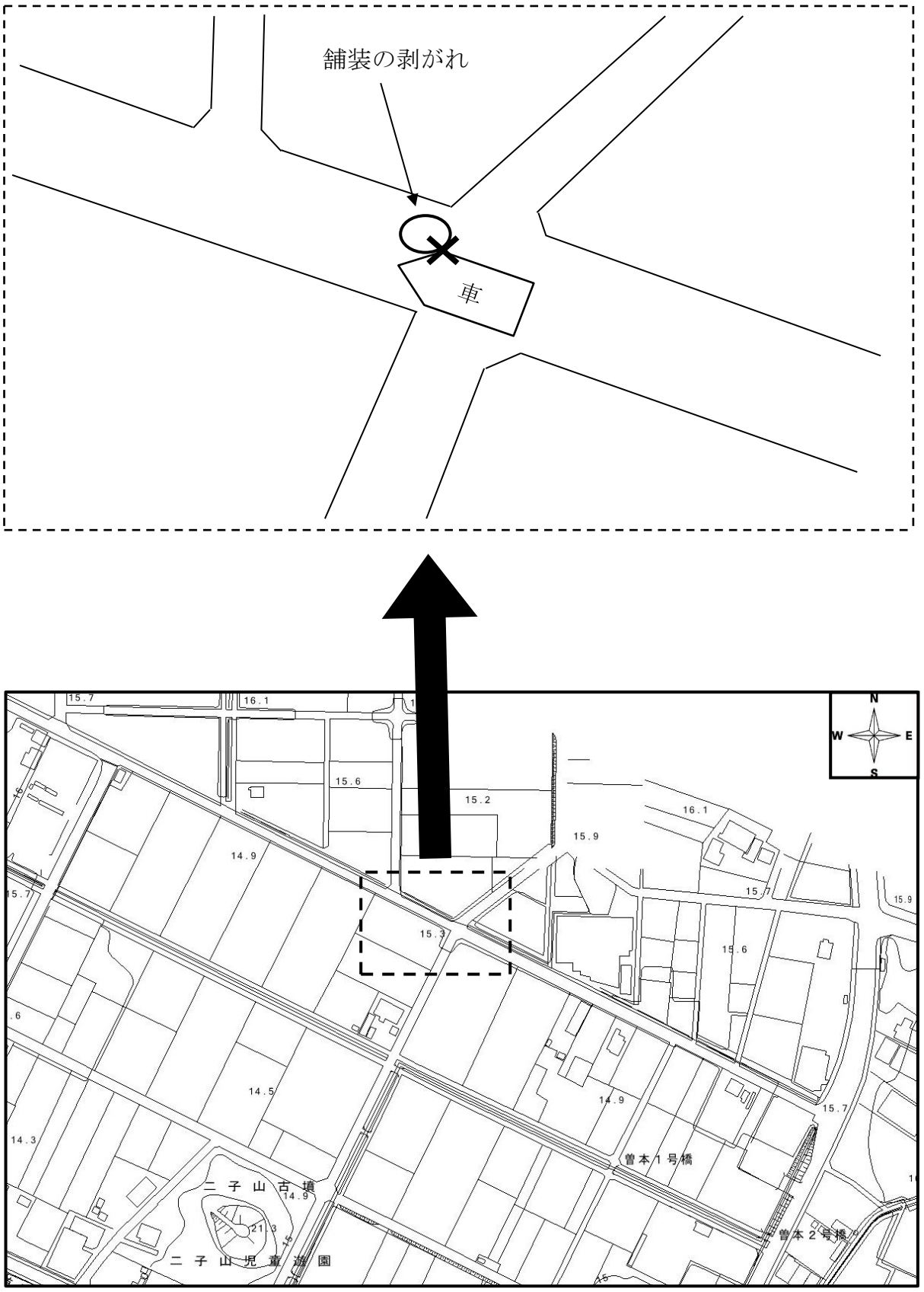

令和７年議案第２６号

損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、本来、議会の議決を経て定めるべきところ、議会の議決を経ずに定めていたため、議会の追認を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、平成２６年８月１日江南市木賀本郷町地内において、側溝の目地切れで生じた漏水により、市に損害賠償義務が発生したからであります。

和　解　及　び　賠　償　金　調　書

被害確認日	平成２６年８月１日	
被害発生場所	江南市木賀本郷町緑	
当事者（甲）	江南市	土木課
当事者（乙）	相手方	市内在住
被害の状況	側溝の目地切れで生じた漏水により、相手方のブロック塀が傾いたもの。	
和解の内容	１．双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。 （１）　損害額　甲　金　０円 乙　金　５４８，６４０円 （２）　過失割合　甲　１００％ 乙　０％ 甲は、乙に対し、金５４８，６４０円を賠償するものとする。 ２．その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。	
賠償金額及び支払日	構造物修繕費　金　５４８，６４０円 平成２７年３月２３日	

（参　考）

被害現場説明図（江南市木賀本郷町緑）

令和７年議案第２７号

損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、本来、議会の議決を経て定めるべきところ、議会の議決を経ずに定めていたため、議会の追認を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、平成２４年７月１８日江南市東野町地内において、側溝の目地切れで生じた漏水により、市に損害賠償義務が発生したからであります。

和　解　及　び　賠　償　金　調　書

被害確認日	平成２４年7月１８日	
被害発生場所	江南市東野町神田	
当事者（甲）	江南市	土木課
当事者（乙）	相手方	市内在住
被害の状況	側溝の目地切れで生じた漏水により、相手方の門扉及び土間ブロックが沈下したもの。	
和解の内容	１．双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。 （１）　損害額　甲　金　０円 乙　金　６９１，５００円 （２）　過失割合　甲　１００％ 乙　０％ 甲は、乙に対し、金６９１，５００円を賠償するものとする。 ２．その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。	
賠償金額及び支払日	構造物調査費、修繕費　金　６９１，５００円 平成２９年3月１６日	

（参　考）

被害現場説明図（江南市東野町神田）

令和７年議案第２８号

損害賠償の和解及び額を定めることの追認について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づき、本来、議会の議決を経て定めるべきところ、議会の議決を経ずに定めていたため、議会の追認を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、平成３０年８月２５日江南市河野町地内において、視認性の低い車止めに車両が衝突したことにより、市に損害賠償義務が発生したからであります。

和　解　及　び　賠　償　金　調　書

事故発生日時	平成３０年８月２５日　午後７時１０分頃	
事故発生場所	江南市河野町川西３９番地先	
当事者（甲）	江南市	土木課
当事者（乙）	相手方	市外在住
事故の状況	視認性の低い車止めに相手方の車両が衝突したことにより、車両の前部が損傷したもの。	
和解の内容	１．本件事故により乙に生じた損害額１，４４７，７４０円に対して、甲は、乙に対し、一切の損害賠償債務として金１，０５０，０００円の支払い義務のあることを認め、その額を乙に対して賠償する。 ２．甲及び乙は、甲と乙との間には、本件事故に関し合意書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目の如何を問わず、互いに一切の請求をしない。	
賠償金額及び支払日	車両修繕費　　金　１，０５０，０００円 平成３１年４月２日	

（参　考）

事故現場説明図（江南市河野町川西３９番地先）

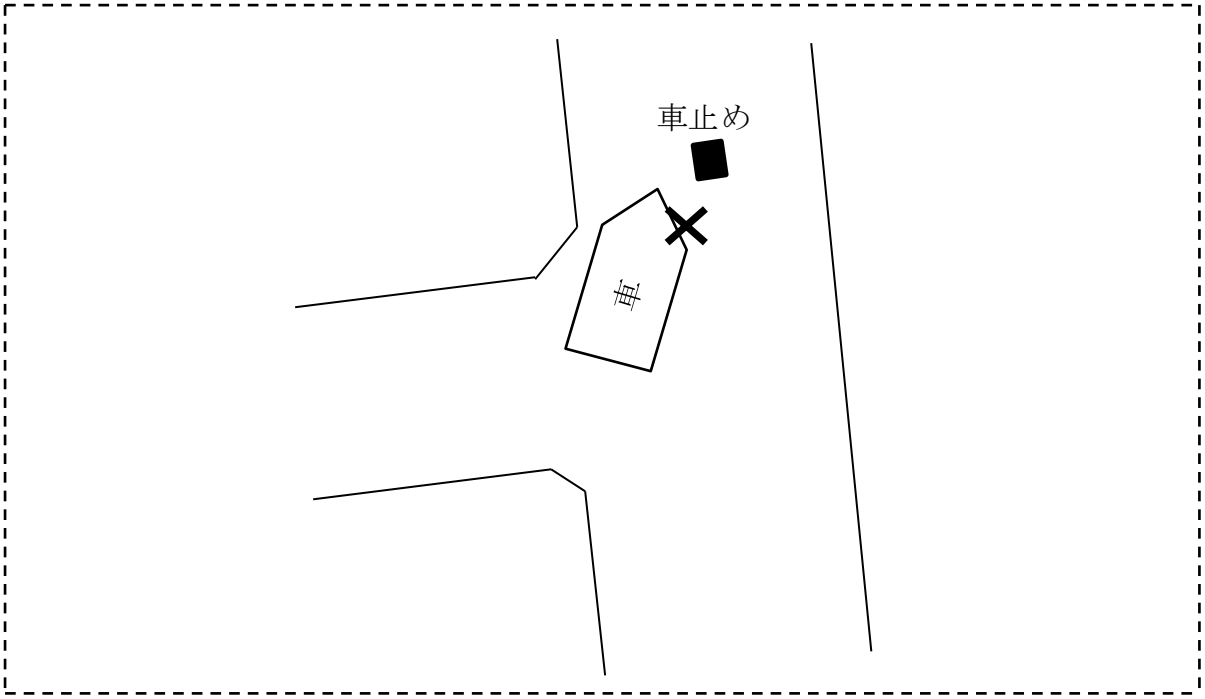

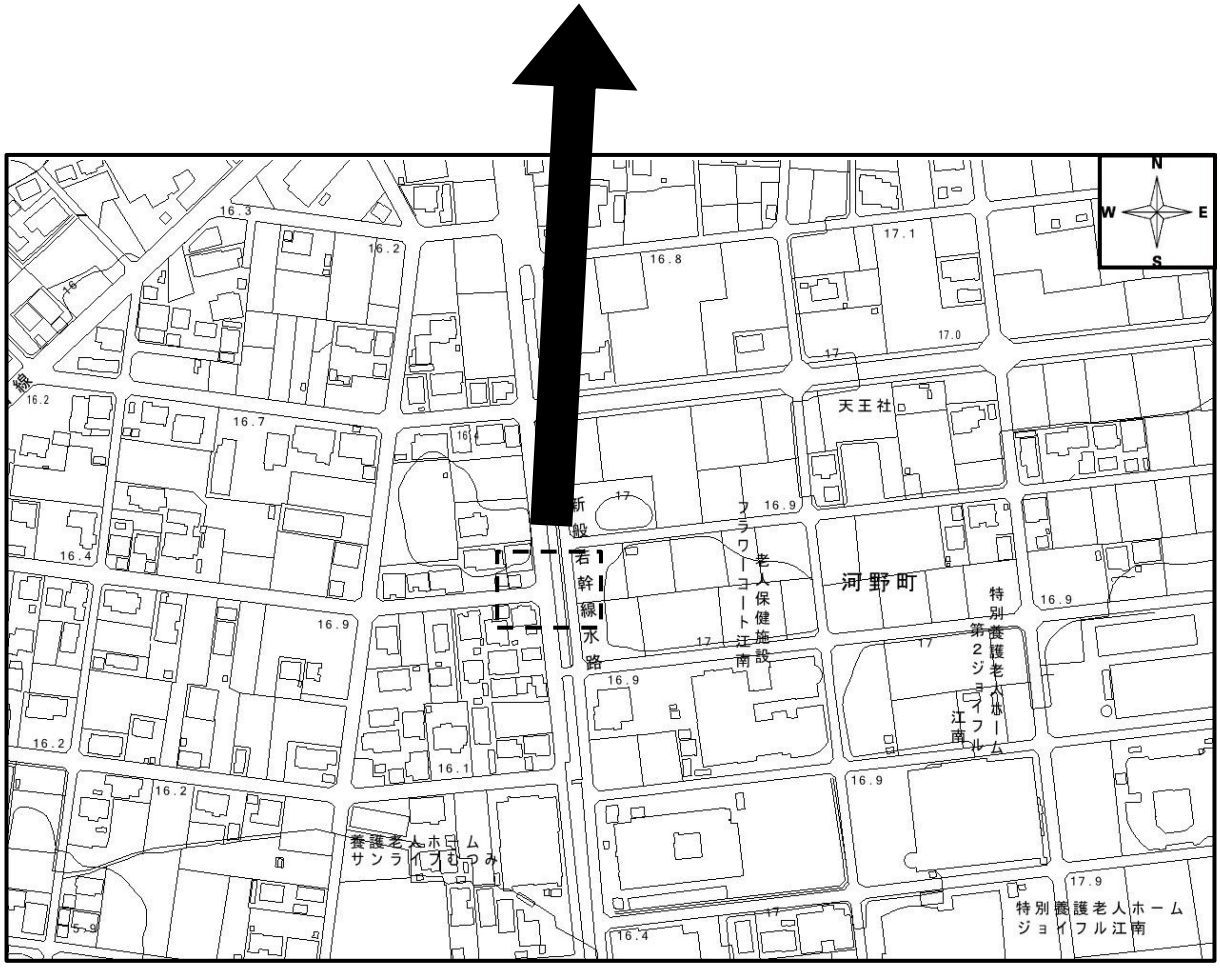

令和７年議案第２９号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を別添のとおり認定及び廃止したいので道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

提案理由

この案を提出するのは、日光川江南遊水地整備等に伴い道路網の整備を図るため、市道路線を認定及び廃止する必要があるからであります。

認　定　路　線

整　理 番　号	路　線　名	起　　点 終　　点	主　要 経過地
1	市道西部第 ６５４号線	前飛保町河原８７番１地先 前飛保町河原１５２番地先	
2	市道西部第 ６５４－１号線	後飛保町神明野１９０番１地先 松竹町郷浦５８番地先	
3	市道東部第 １１２号線	尾崎町桐野２０番地先 木賀東町新塚２０番地先	
4	市道東部第 １１２－１号線	木賀東町新塚１２番地先 木賀東町新宮１４番７地先	
5	市道東部第 １３７号線	宮後町砂場北１７９番１地先 宮後町砂場北２０３番地先	
6	市道東部第 １３７－１号線	宮後町砂場北１８２番地先 宮後町砂場北２０５番地先	
7	市道東部第 ７２９号線	力長町観音寺２２番地先 力長町観音寺１９番地先	
8	市道南部第 ３９９号線	五明町青木１５８番地先 五明町青木１５０番２地先	

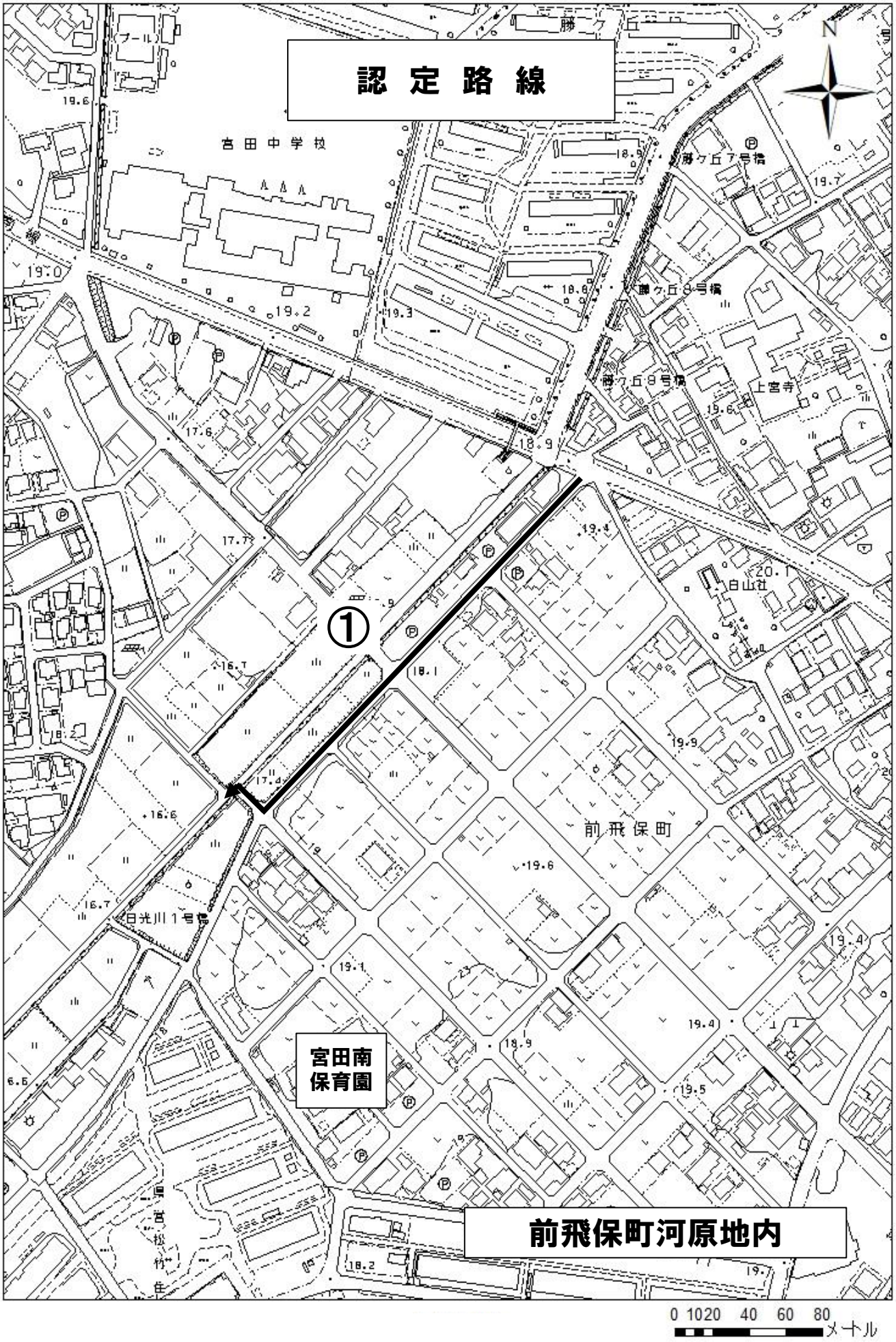
認 定 路 線
宮田中学校
藤ヶ丘
藤ヶ丘7号橋
藤ヶ丘8号橋
藤ヶ丘9号橋
上宮寺
白山社
①
前飛保町
日光川1号橋
宮田南
保育園
前飛保町河原地内
N
0 10 20 40 60 80
メートル

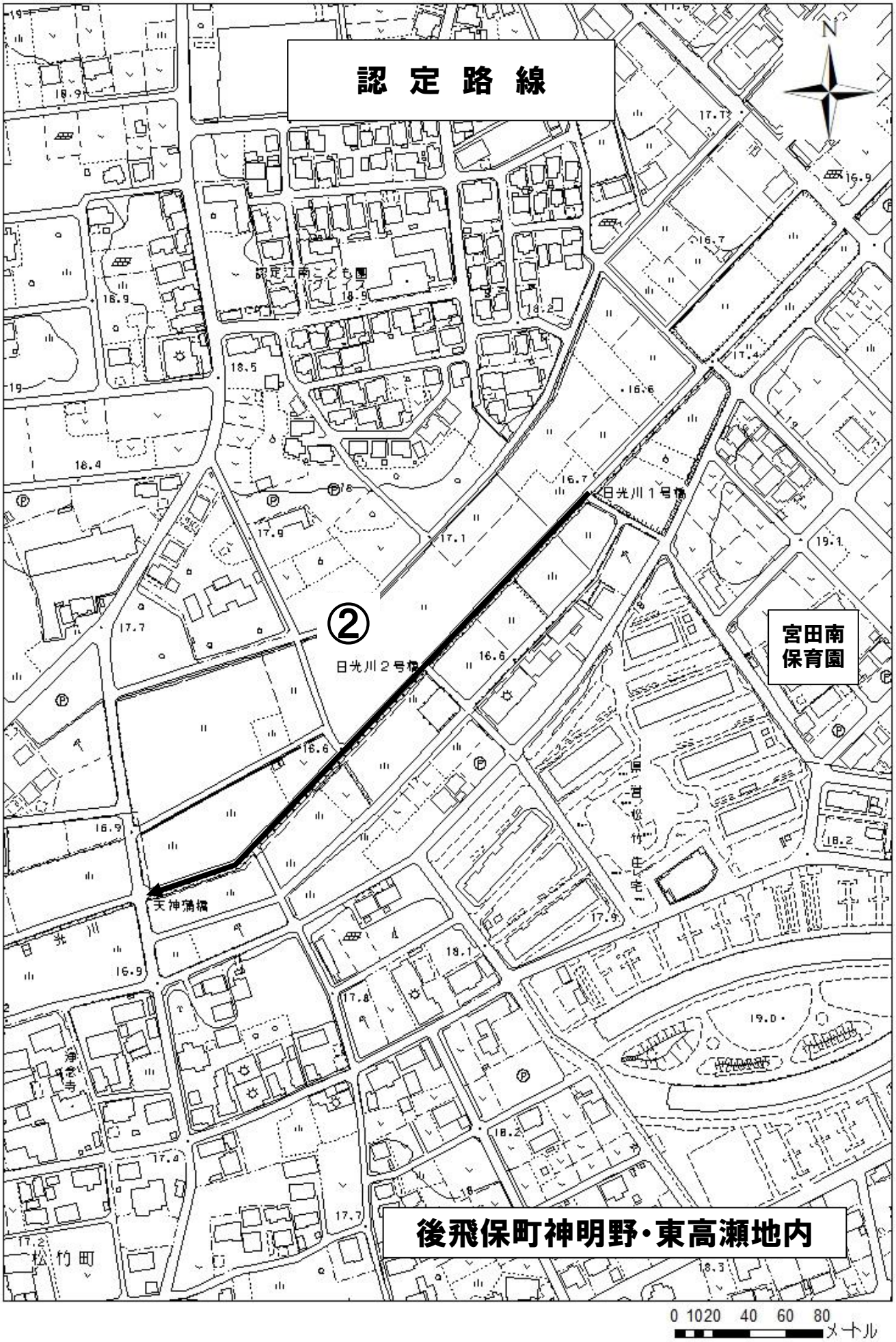
認 定 路 線
N
②
日光川１号橋
日光川２号橋
天神蒲橋
宮田南
保育園
後飛保町神明野・東高瀬地内
0 10 20 40 60 80
メートル

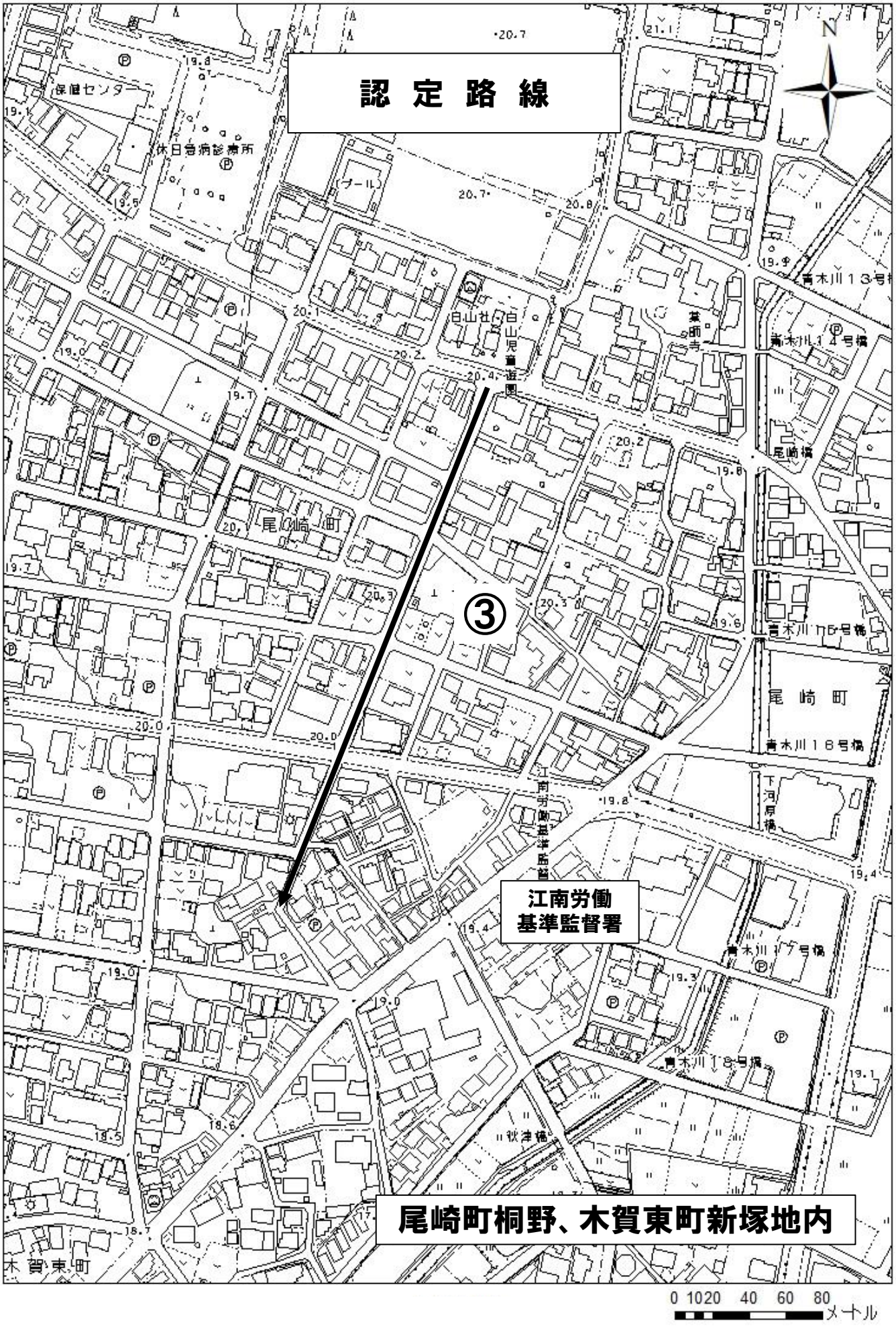
認 定 路 線
③
江南労働
基準監督署
尾崎町桐野、木賀東町新塚地内
保健センター
休日急病診療所
プール
白山社
白山児童遊園
尾崎町
尾崎橋
青木川13号橋
青木川14号橋
青木川15号橋
青木川16号橋
青木川17号橋
青木川18号橋
下河原橋
秋津橋
木賀東町
N
0 10 20 40 60 80
メートル

認 定 路 線
江南労働
基準監督署
④
木賀東町新塚・新宮地内
中央保育園
尾崎町
江南労働基準監督
青木川18号橋
秋津橋
法音寺
青木川19号橋
大海道町
大海道遊園地
平成橋
青木川20号橋
木賀東町
0 10 20 40 60 80
メートル

認 定 路 線
⑤
中央
公園
宮後町砂場北地内
宮後町
江南７号踏切
0 10 20 40 60 80
メートル

認 定 路 線
⑥
中央
公園
宮後町砂場北地内
宮後町
江南７号踏切
0 10 20 40 60 80
メートル

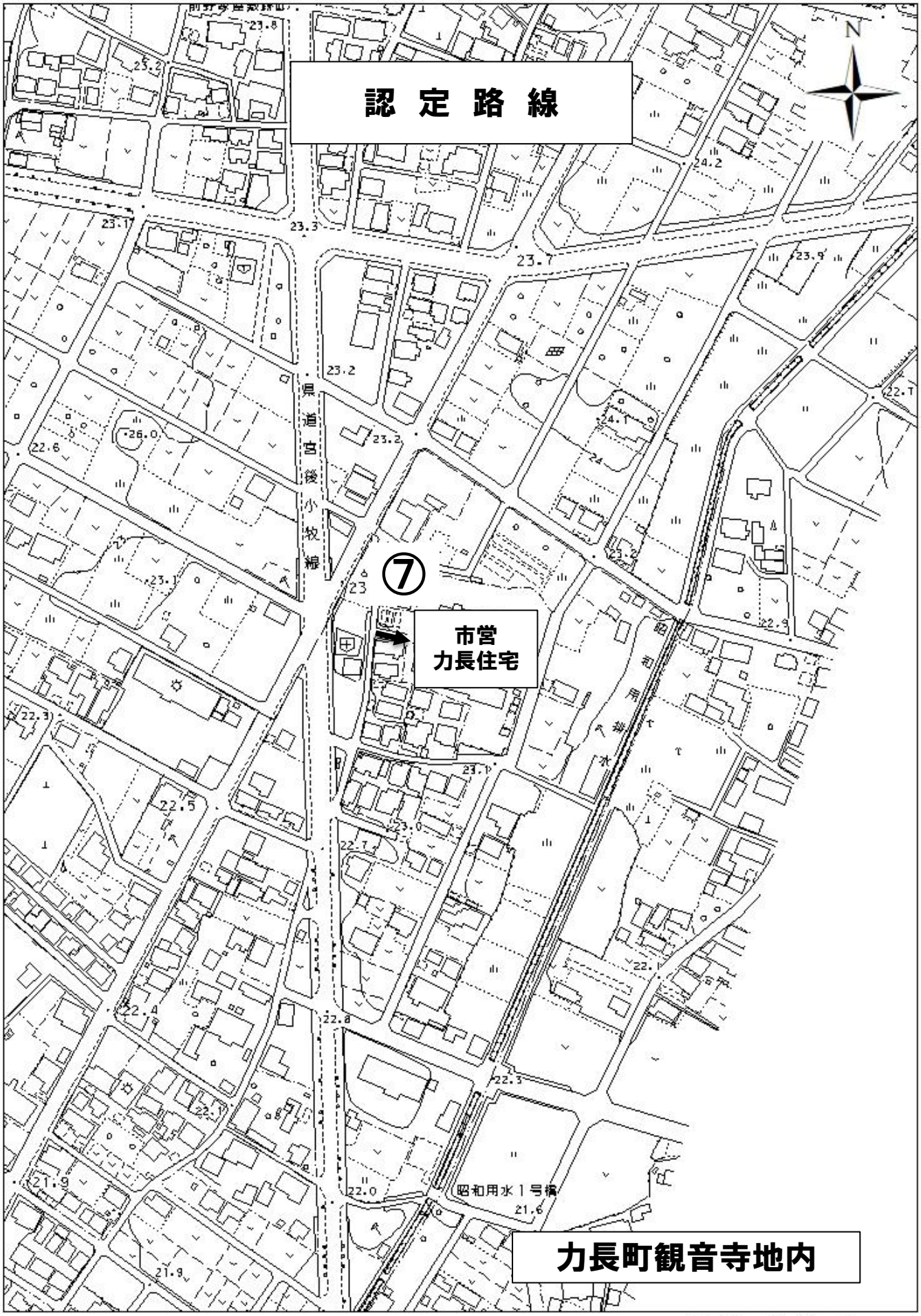
認 定 路 線
N
県道宮後小牧線
⑦
市営
力長住宅
昭和用水１号橋
力長町観音寺地内
0 10 20 40 60 80
メートル

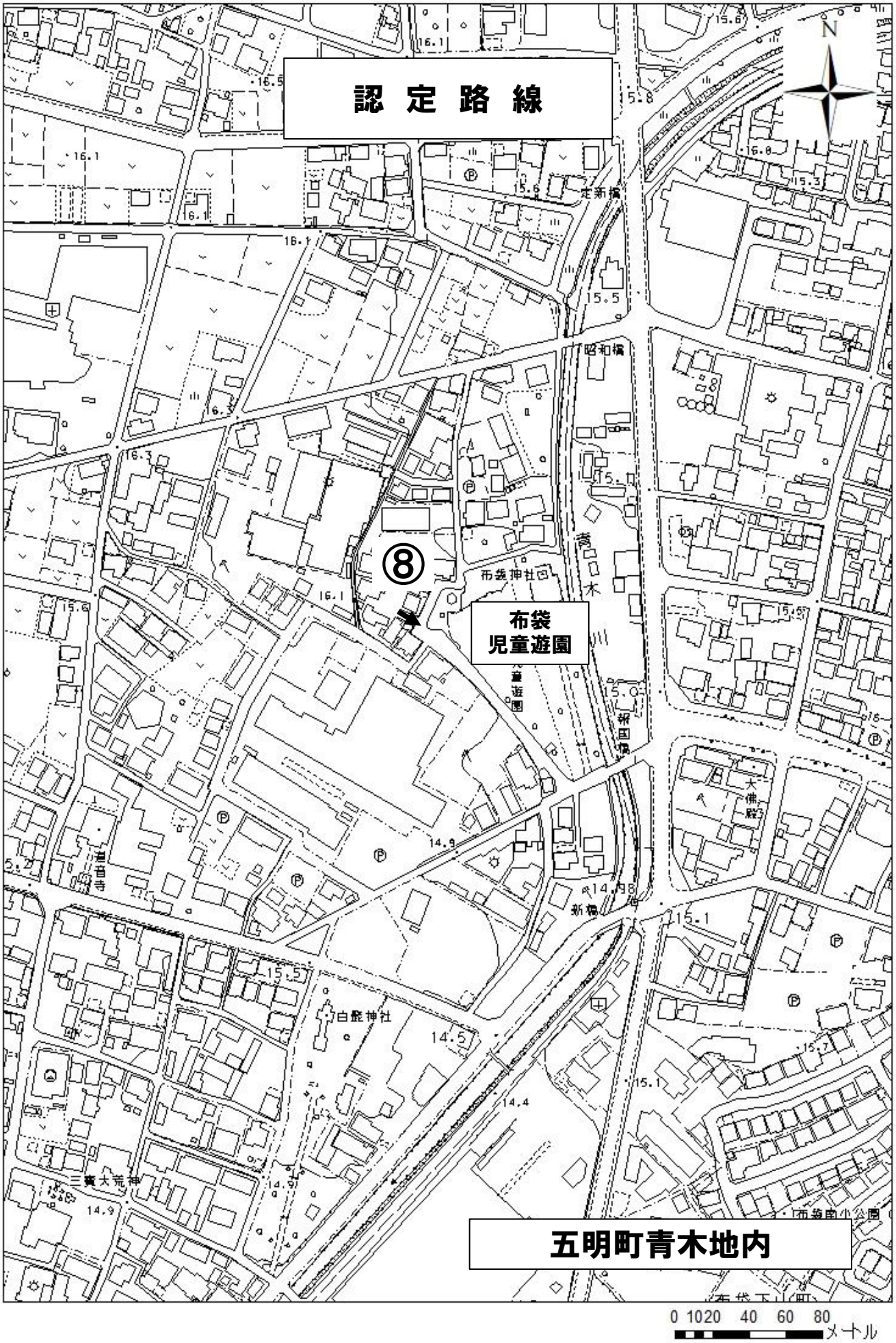
認 定 路 線
⑧
布袋
児童遊園
五明町青木地内
N
定新橋
昭和橋
布袋神社
報国橋
新橋
白髭神社
三寶大荒神
0 10 20 40 60 80
メートル

廃　止　路　線

整　理 番　号	路　線　名	起　　点 終　　点	主　要 経過地
1	市道西部第 ６５４号線	前飛保町河原８７番地先 松竹町東瀬古７番地先	
2	市道東部第 １１２号線	尾崎町桐野２０番地先 木賀東町新宮１４番地先	
3	市道東部第 １３７号線	宮後町砂場北１７９番１地先 宮後町砂場北２０５番地先	

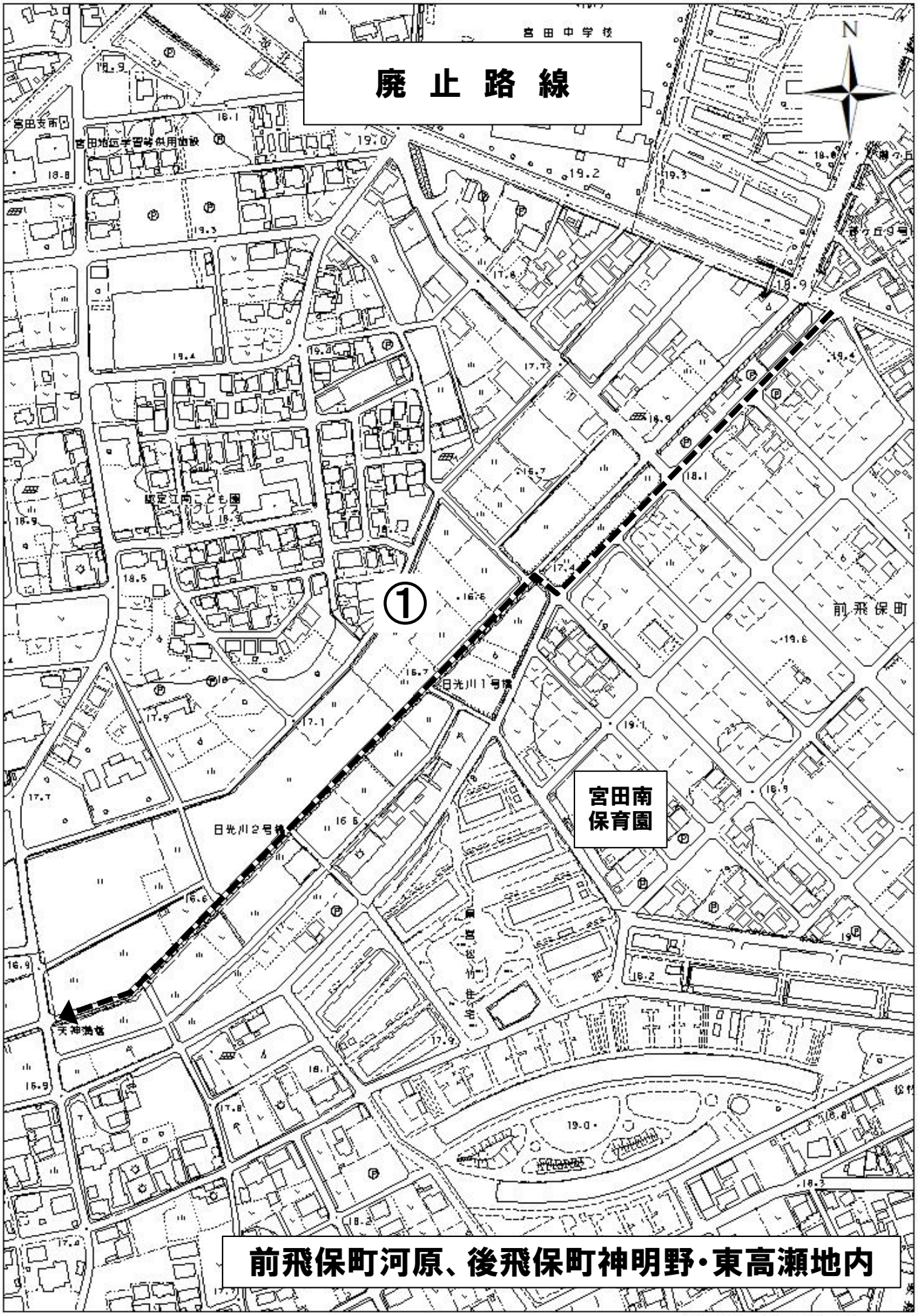
廃 止 路 線
宮田中学校
宮田支所
宮田地区学習等供用施設
①
前飛保町
日光川1号橋
日光川2号橋
宮田南
保育園
天神湯屋
前飛保町河原、後飛保町神明野・東高瀬地内
N
0 12.5 25 50 75 100
メートル

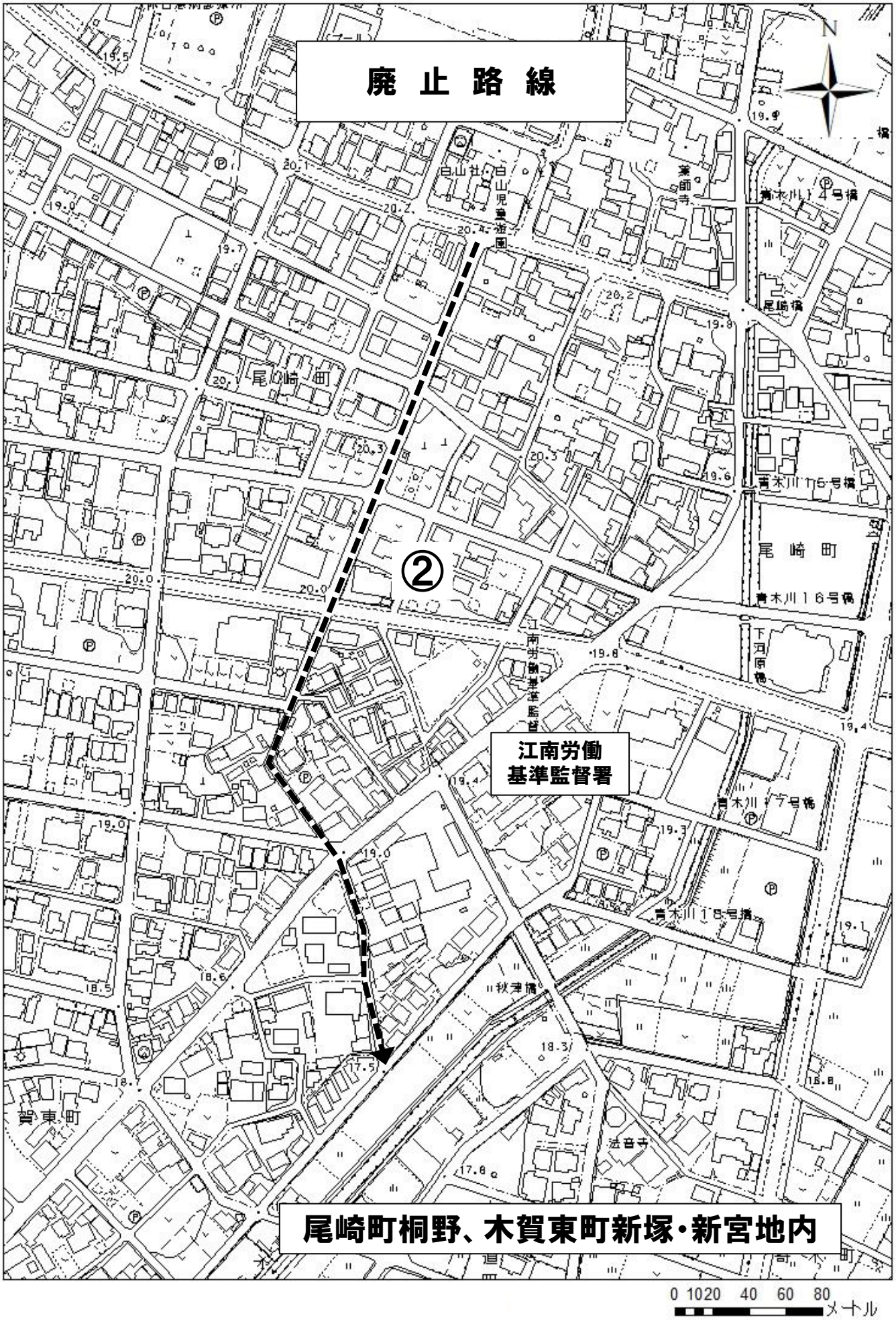
廃 止 路 線
N
②
江南労働
基準監督署
尾崎町桐野、木賀東町新塚・新宮地内
尾崎町
青木川１５号橋
青木川１６号橋
青木川１７号橋
青木川１８号橋
秋津橋
法音寺
賀東町
0 10 20 40 60 80
メートル

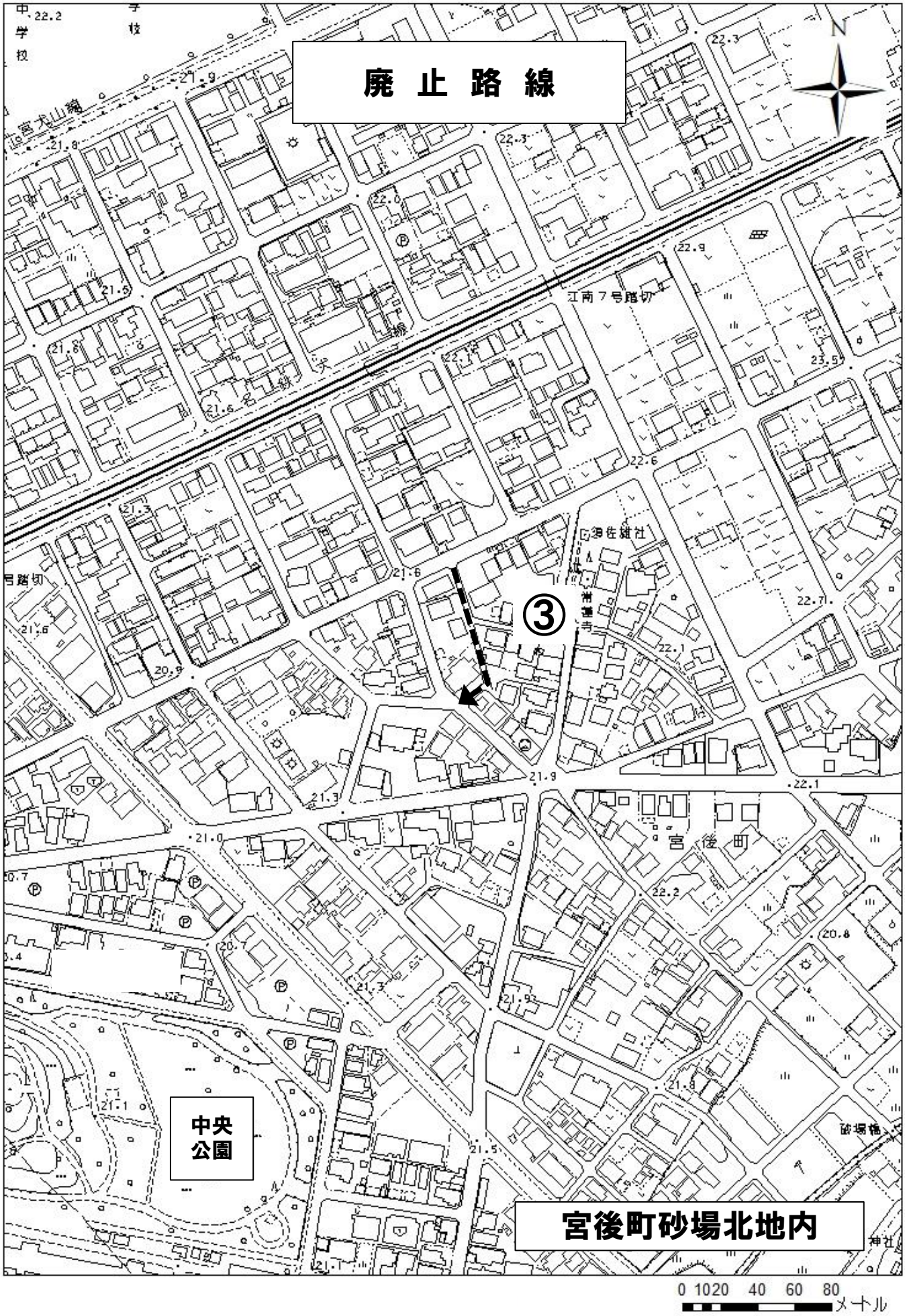
廃 止 路 線
③
中央
公園
宮後町砂場北地内
宮 後 町
江南７号踏切
0 10 20 40 60 80
メートル

（参　考）

認　定　路　線

整理番号	路線名	起点 終点	理由
1	市道西部第 ６５４号線	前飛保町河原８７番１地先 前飛保町河原１５２番地先	日光川江南遊水地整備に伴い終点移動
2	市道西部第 ６５４－１号線	後飛保町神明野１９０番１地先 松竹町郷浦５８番地先	日光川江南遊水地整備に伴い認定
3	市道東部第 １１２号線	尾崎町桐野２０番地先 木賀東町新塚２０番地先	道路認定漏れのため終点移動
4	市道東部第 １１２－１号線	木賀東町新塚１２番地先 木賀東町新宮１４番７地先	道路認定漏れのため認定
5	市道東部第 １３７号線	宮後町砂場北１７９番１地先 宮後町砂場北２０３番地先	道路認定漏れのため終点移動
6	市道東部第 １３７－１号線	宮後町砂場北１８２番地先 宮後町砂場北２０５番地先	道路認定漏れのため認定
7	市道東部第 ７２９号線	力長町観音寺２２番地先 力長町観音寺１９番地先	道路認定漏れのため新規認定
8	市道南部第 ３９９号線	五明町青木１５８番地先 五明町青木１５０番２地先	道路認定漏れのため新規認定

廃　止　路　線

整理番号	路線名	起点 終点	理由
1	市道西部第 ６５４号線	前飛保町河原８７番地先 松竹町東瀬古７番地先	日光川江南遊水地整備に伴い終点移動
2	市道東部第 １１２号線	尾崎町桐野２０番地先 木賀東町新宮１４番地先	道路認定漏れのため終点移動
3	市道東部第 １３７号線	宮後町砂場北１７９番１地先 宮後町砂場北２０５番地先	道路認定漏れのため終点移動

令和７年議案第３０号

令和６年度江南市一般会計補正予算（第７号）

令和６年度江南市の一般会計の補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 329,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,560,273千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　既定の継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第４条　既定の地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国　庫　支　出　金		6,072,313	290,107	6,362,420
	1 国　庫　負　担　金	3,974,182	△616	3,973,566
	2 国　庫　補　助　金	247,452	△22,500	224,952
	4 国　庫　交　付　金	1,828,062	313,223	2,141,285
16 県　支　出　金		2,696,037	△11,388	2,684,649
	1 県　負　担　金	1,716,279	△5,462	1,710,817
	2 県　補　助　金	752,988	△5,926	747,062
17 財　産　収　入		20,883	3,661	24,544
	2 財 産 売 払 収 入	3	3,661	3,664
18 寄　附　金		82,263	6,000	88,263
	1 寄　附　金	82,263	6,000	88,263
19 繰　入　金		465,554	△21,618	443,936
	1 基　金　繰　入　金	465,273	△21,618	443,655
21 諸　収　入		1,489,918	△35,339	1,454,579
	5 雑　入	1,242,258	△35,339	1,206,919
22 市　債		888,800	98,500	987,300
	1 市　債	888,800	98,500	987,300
歳　入　合　計		35,230,350	329,923	35,560,273

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,707,366	219,480	3,926,846
	1 総務管理費	3,011,449	219,480	3,230,929
	3 戸籍住民基本台帳費	206,566		206,566
3 民生費		18,076,947	△124,692	17,952,255
	1 社会福祉費	8,682,322	△30,677	8,651,645
	2 児童福祉費	6,753,680	△103,519	6,650,161
	3 生活保護費	2,620,028	9,504	2,629,532
4 衛生費		3,122,670	46,385	3,169,055
	1 保健衛生費	1,271,133	86,340	1,357,473
	2 清掃費	1,850,321	△39,955	1,810,366
6 農林水産業費		220,112	△889	219,223
	1 農業費	220,110	△889	219,221
8 土木費		2,512,895	△31,420	2,481,475
	2 道路橋りょう費	708,205	△14,536	693,669
	3 河川費	242,055	△54,492	187,563
	4 都市計画費	749,681	13,356	763,037
	6 下水道費	601,363	24,252	625,615
9 消防費		1,226,282		1,226,282
	1 消防費	1,226,282		1,226,282
10 教育費		3,045,273	221,059	3,266,332
	2 小学校費	610,329	103,052	713,381
	3 中学校費	374,869	127,965	502,834
	4 社会教育費	610,326	△6,952	603,374
	5 保健体育費	989,417	△3,006	986,411
歳出合計		35,230,350	329,923	35,560,273

第2表　継続費補正

［単位：千円］

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
２ 総務費	３ 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修事業	28,627	令和６年度	2,376	23,650	令和６年度	2,376
				令和７年度	26,251		令和７年度	21,274
８ 土木費	３ 河川費	雨水貯留施設整備事業	120,516	令和５年度	19,822	120,516	令和５年度	19,822
				令和６年度	100,694		令和６年度	48,437
							令和７年度	52,257

第3表　繰越明許費補正

［単位：千円］

款	項	事業名	金額
８ 土木費	４ 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	13,138
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	2,653
		街路事業促進事業	7,480
10 教育費	２ 小学校費	学校施設改修（ＬＥＤ化）事業	102,300
	３ 中学校費	学校施設改修（ＬＥＤ化）事業	130,944

［単位：千円］

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
９ 消防費	１ 消防費	消防車両更新等事業	24,162	97,187

第4表　地方債補正

［単位：千円］

<table>
<tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="4">補正前</th><th colspan="4">補正後</th></tr>
<tr><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th></tr>
<tr><td>（仮称）多世代交流プラザ整備事業</td><td>160,100</td><td rowspan="7">普通貸借又は証券発行</td><td rowspan="7">4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）</td><td rowspan="7">借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</td><td>146,500</td><td rowspan="7">補正前に同じ</td><td rowspan="7">補正前に同じ</td><td rowspan="7">補正前に同じ</td></tr>
<tr><td>水質保全対策事業（昭和用水地区）</td><td>11,000</td><td>4,800</td></tr>
<tr><td>雨水貯留施設整備事業</td><td>19,300</td><td>9,200</td></tr>
<tr><td>防火水槽耐震化事業</td><td>49,100</td><td>49,000</td></tr>
<tr><td>学校施設改修事業（小学校）</td><td>8,300</td><td>67,900</td></tr>
<tr><td>学校施設改修事業（中学校）</td><td>13,200</td><td>88,700</td></tr>
<tr><td>旧図書館解体事業</td><td>99,200</td><td>92,600</td></tr>
<tr><td>計</td><td>888,800</td><td></td><td></td><td></td><td>987,300</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
15 国　庫　支　出　金	6,072,313	290,107	6,362,420
16 県　支　出　金	2,696,037	△11,388	2,684,649
17 財　産　収　入	20,883	3,661	24,544
18 寄　附　金	82,263	6,000	88,263
19 繰　入　金	465,554	△21,618	443,936
21 諸　収　入	1,489,918	△35,339	1,454,579
22 市　債	888,800	98,500	987,300
歳　入　合　計	35,230,350	329,923	35,560,273

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総　務　費	3,707,366	219,480	3,926,846
3 民　生　費	18,076,947	△124,692	17,952,255
4 衛　生　費	3,122,670	46,385	3,169,055
6 農 林 水 産 業 費	220,112	△889	219,223
8 土　木　費	2,512,895	△31,420	2,481,475
9 消　防　費	1,226,282		1,226,282
10 教　育　費	3,045,273	221,059	3,266,332
歳　出　合　計	35,230,350	329,923	35,560,273

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円 △29,331	千円 248,811
243,366	△13,600	100	△354,558
844			45,541
	△6,200		5,311
△33,750	△10,100	△2,288	14,718
	△100	100	
68,259	128,500		24,300
278,719	98,500	△31,419	△15,877

２　歳　　入

１５款　国庫支出金　　１６款　県支出金

科目 款	項	目	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金			6,072,313	290,107	6,362,420
	1 国庫負担金		3,974,182	△616	3,973,566
		1 民生費国庫負担金	3,834,463	△1,460	3,833,003
		2 衛生費国庫負担金	138,747	844	139,591
	2 国庫補助金		247,452	△22,500	224,952
		4 土木費国庫補助金	61,323	△22,500	38,823
	4 国庫交付金		1,828,062	313,223	2,141,285
		2 民生費交付金	1,702,197	244,964	1,947,161
		5 教育費交付金	33,740	68,259	101,999
16 県支出金			2,696,037	△11,388	2,684,649
	1 県負担金		1,716,279	△5,462	1,710,817
		1 民生費県負担金	1,715,060	△5,462	1,709,598

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1社会福祉費 負担金	△2,348	［保険年金課］ 国民健康保険基盤安定負担金 △2,622 未就学児均等割保険税負担金 51 産前産後期間保険税負担金 223
3生活保護費 負担金	888	［ふくし支援課］ 中国残留邦人等医療支援給付費負担金
1保健衛生費 負担金	844	［健康づくり課］ 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
2河川費 補助金	△22,500	［下水道課］ 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
1児童福祉費 交付金	△83,315	［こども未来課］ 子ども・子育て支援交付金 469 就学前教育・保育施設整備交付金 △83,784
2生活保護費 交付金	328,279	［ふくし支援課］ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
3小学校費 交付金	29,884	［教育課］ 学校施設環境改善交付金 27,241,000円×1/3 36,567,000円×1/3 25,852,000円×1/3
4中学校費 交付金	38,375	［教育課］ 学校施設環境改善交付金 46,923,000円×1/3 31,938,000円×1/3 36,271,000円×1/3
1社会福祉費 負担金	△5,462	［保険年金課］ 国民健康保険基盤安定負担金 △5,600 未就学児均等割保険税負担金 26 産前産後期間保険税負担金 112

歳　　入

１６款　県支出金　　１７款　財産収入　　１８款　寄附金
１９款　繰入金　　２１款　諸収入

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の予算額	補正予算額	計
	2 県補助金		752,988	△5,926	747,062
		2 民生費県補助金	614,595	5,324	619,919
		5 土木費県補助金	27,169	△11,250	15,919
17 財産収入			20,883	3,661	24,544
	2 財産売払収入		3	3,661	3,664
		1 不動産売払収入	2	3,661	3,663
18 寄附金			82,263	6,000	88,263
	1 寄附金		82,263	6,000	88,263
		1 総務費寄附金	29,867	5,800	35,667
		2 民生費寄附金	519	100	619
		3 消防費寄附金	51,877	100	51,977
19 繰入金			465,554	△21,618	443,936
	1 基金繰入金		465,273	△21,618	443,655
		1 基金繰入金	465,273	△21,618	443,655
21 諸収入			1,489,918	△35,339	1,454,579
	5 雑入		1,242,258	△35,339	1,206,919
		2 雑入	1,182,280	△37,419	1,144,861

［単位：千円］

節 区分	節 金額	説明
2 児童福祉費 補助金	5,324	［こども未来課］ 地域子ども・子育て支援事業費補助金 469 保育所等給食費軽減対策支援金 4,855 7,283,100円×2/3
2 河川費 補助金	△11,250	［下水道課］ 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金
2 土地売払 収入	3,661	［土木課］ 廃道敷地売払収入（事業用地）
1 総務管理費 寄附金	5,800	［企画課］ 寄附金 1,500 企業版ふるさと寄附金 4,300
2 社会福祉費 寄附金	100	［介護保険課］ 企業版ふるさと寄附金
1 消防費 寄附金	100	［消防署］ 企業版ふるさと寄附金
1 基金 繰入金	△21,618	［財政課］ 江南市財政調整基金繰入金
11 雑入	△37,419	［土木課］ 地域振興事業費負担金 △2,288 ［企画課］ デジタル基盤改革支援補助金 △35,131

歳　　入

２１款　諸収入　　２２款　市債

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の予算額	補正予算額	計
		3 過年度収入	59,724	2,080	61,804
22 市債			888,800	98,500	987,300
	1 市債		888,800	98,500	987,300
		2 民生債	354,100	△13,600	340,500
		4 農林水産業債	11,000	△6,200	4,800
		5 土木債	94,200	△10,100	84,100
		6 消防債	90,200	△100	90,100
		7 教育債	205,200	128,500	333,700
計			35,230,350	329,923	35,560,273

［単位：千円］

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1過　年　度 収　　入	2,080	［消防総務課］ 令和５年度分緊急消防援助隊活動費国庫負担金　204 ［消防署］ 令和５年度分緊急消防援助隊活動費国庫負担金　1,876
1社会福祉債	△13,600	［地域ふくし課］ （仮称）多世代交流プラザ整備事業債
1農　業　債	△6,200	［農政課］ 水質保全対策事業債（昭和用水地区）
2河　川　債	△10,100	［下水道課］ 雨水貯留施設整備事業債
1消　防　債	△100	［消防署］ 防火水槽耐震化事業債
1小学校債	59,600	［教育課］ 学校施設改修事業債
2中学校債	75,500	［教育課］ 学校施設改修事業債
3社会教育債	△6,600	［生涯学習課］ 旧図書館解体事業債

3　歳　　出

２款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 秘書人事費	688,762	58,636	747,398				58,636	3職員手当等	58,636
2 企画費	790,223	△36,356	753,867			△29,331	△7,025	12委託料	△36,356
5 財政費	780,676	200,000	980,676				200,000	24積立金	200,000
6 行政事務費	301,054	△1,111	299,943				△1,111	12委託料	△1,111
8 防災安全費	239,913	△633	239,280				△633	13使用料及び賃借料	△633
9 会計管理費	83,670	△1,056	82,614				△1,056	11役務費	△1,056
計	3,011,449	219,480	3,230,929			△29,331	248,811		

２－１－１　秘書人事費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔人件費等〕 58,636 3 職員手当等 退職手当	補正後285,491,000円－補正前226,855,000円
〔市民活動推進事業〕 ・地域交流センター運営事業	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 そ　200千円　企業版ふるさと寄附金
〔市制７０周年記念事業〕 △1,225 12 委託料 記念事業開催委託料	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 そ　1,500千円　寄附金 そ　4,100千円　企業版ふるさと寄附金 補正後5,775,000円－補正前7,000,000円
〔情報システム標準化事業〕 △35,131 12 委託料 プログラム修正委託料	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 そ　△35,131千円　デジタル基盤改革支援補助金 補正後185,432,500円－補正前220,564,080円 補正後233,036,000円－補正前268,167,000円
〔公共施設整備事業基金管理事業〕 200,000 24 積立金 江南市公共施設整備事業基金積立金	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 補正後351,314,000円－補正前151,314,000円
〔庁舎等維持運営事業〕 △1,111 ・宿日直委託事業 12 委託料 業務委託料	補正後14,776,000円－補正前15,887,000円
〔防災システム運用事業〕 △633 13 使用料及び賃借料 防災システム借上料	補正後0円－補正前633,000円
〔歳入歳出事務処理事業〕 △1,056 11 役務費 口座振替データ伝送サービス利用料	補正後2,922,000円－補正前3,978,000円

歳　出

２款　総務費
３項　戸籍住民基本台帳費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 戸籍住民基本台帳費	206,566		206,566						
計	206,566		206,566						

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 地域福祉費	566,695	△16,499	550,196		△13,600		△2,899	12委託料	△1,513
								14工事請負費	△14,986
2 介護保険費	1,354,038	△4,505	1,349,533			100	△4,605	27繰出金	△4,505

２－３－１　戸籍住民基本台帳費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔戸籍事業〕 ・戸籍総合システム改修事業	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 継続費 補正後　　補正前 令和6年度　2,376千円　2,376千円 令和7年度　21,274千円　26,251千円

３－１－１　地域福祉費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔日常生活支援事業〕　△1,480 ・緊急通報装置設置運営事業 12 委託料 緊急通報装置設置委託料	補正後6,293,000円－補正前7,773,000円
〔（仮称）多世代交流プラザ整備等事業〕　△15,019 ・（仮称）多世代交流プラザ整備事業 12 委託料　△33 工事監理委託料 14 工事請負費　△14,986 老人福祉センター解体工事費	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 〈特定財源〉 地　△13,600千円　補正後162,884,000円×90% －補正前177,903,000円×90% 工事監理委託料 補正後3,190,000円－補正前3,223,000円 老人福祉センター解体工事費 補正後159,694,000円－補正前174,680,000円
〔介護保険財務事務事業〕　△4,505 ・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金	〈特定財源〉 そ　100千円　企業版ふるさと寄附金 事務費分 補正後91,748,000円－補正前96,253,000円

歳　出

３款　民生費
１項　社会福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
3 障害者福祉費	3,526,020	405	3,526,425				405	22償還金、利子及び割引料	405
4 社会保障費	3,194,397	△10,657	3,183,740	△7,810			△2,847	27繰出金	△10,657
5 学習等供用施設費	41,172	579	41,751				579	10需用費	579
計	8,682,322	△30,677	8,651,645	△7,810	△13,600	100	△9,367		

説	明
事　　業	備　　考
〔自立支援給付事業〕 **405** **・障害者自立支援給付事業** 22 償還金、利子及び割引料 障害児通所給付費国庫負担金返納金 270 障害児通所給付費県費負担金返納金 135	令和４年度分
〔保険推進事業〕 **△10,657** 27 繰出金 国民健康保険特別会計繰出金	〈特定財源〉 国　△2,622千円　補正後163,782,427円×1/2 －補正前169,027,000円×1/2 51千円　補正後　4,226,361円×1/2 －補正前　4,126,000円×1/2 223千円　補正後　1,307,068円×1/2 －補正前　862,000円×1/2 県　△5,600千円　補正後289,664,670円×3/4 163,782,427円×1/4 －補正前295,384,000円×3/4 169,028,000円×1/4 26千円　補正後　4,226,361円×1/4 －補正前　4,126,000円×1/4 112千円　補正後　1,307,068円×1/4 －補正前　862,000円×1/4 国民健康保険特別会計繰出金 保険基盤安定繰出金 補正後453,447,097円－補正前464,412,000円 未就学児均等割保険税繰出金 補正後4,226,361円－補正前4,126,000円 産前産後期間保険税繰出金 補正後1,307,068円－補正前862,000円 財政安定化支援事業繰出金 補正後27,189,000円－補正前27,427,000円
〔学習等供用施設維持運営事業〕 **579** **・学習等供用施設維持事業** 10 需用費 修繕料 施設	補正後979,000円－補正前400,000円

歳　出

３款　民生費
２項　児童福祉費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 こども保育費	5,633,406	△116,985	5,516,421	△77,991			△38,994	12委託料	1,406
								18負担金、補助及び交付金	△118,391
2 子育て支援費	316,361	13,466	329,827				13,466	22償還金、利子及び割引料	13,466
計	6,753,680	△103,519	6,650,161	△77,991			△25,528		

説	明
事　　業	備　　考
〔病児・病後児保育事業〕 **1,406** **・病児・病後児保育施設運営事業** 12 委託料 病児・病後児保育事業委託料	〈特定財源〉 国　469千円　補正後10,924,000円×1/3 －補正前 9,518,000円×1/3 県　469千円　補正後10,924,000円×1/3 －補正前 9,518,000円×1/3 補正後11,905,000円－補正前10,499,000円
〔認可保育所等整備促進事業〕 **△125,675** 18 負担金、補助及び交付金 就学前教育・保育施設整備事業費 補助金	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 〈特定財源〉 国　△83,784千円 補正後547,878,000円×1/2×7% －補正前514,796,000円×1/2×40% 補正後28,763,000円－補正前154,438,000円
〔子ども・子育て支援給付事業〕 **7,284** **・特定教育・保育等事業** 18 負担金、補助及び交付金 保育所等運営支援補助金	〈特定財源〉 県　4,855千円　7,283,100円×2/3
〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕 **13,466** **・出産・子育て応援交付金事業** 22 償還金、利子及び割引料 出産・子育て応援交付金返納金	令和４、５年度分

歳　出

３款　民生費
３項　生活保護費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 生活保護費	2,620,028	9,504	2,629,532	329,167			△319,663	19扶助費	1,184
								22償還金、利子及び割引料	8,320
計	2,620,028	9,504	2,629,532	329,167			△319,663		

説	明
事　　業	備　　考
〔中国残留邦人等生活支援事業〕 **1,184** 19 扶助費 医療支援給付費	〈特定財源〉 国　888千円　補正後4,256,000円×3/4 －補正前3,072,000円×3/4 補正後2,474,000円－補正前1,290,000円
〔物価高騰対応重点支援給付金支給事業〕 **8,320** **・物価高騰対応重点支援給付金支給事業** **5,931** 22 償還金、利子及び割引料 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返納金	令和５年度分
・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（拡大分） **2,389** 22 償還金、利子及び割引料 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返納金	令和５年度分
・物価高騰対応重点支援給付金支給事業（非課税分）	★★★★★　政策的事業　★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国　328,279千円　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳　出

４款　衛生費
１項　保健衛生費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 健康づくり費	1,241,988	86,340	1,328,328	844			85,496	19扶助費	849
								22償還金、利子及び割引料	85,491
計	1,271,133	86,340	1,357,473	844			85,496		

説	明
事　　業	備　　考
〔予防接種事業〕 **849** **・予防接種事業** 19 扶助費 予防接種健康被害者給付費 844 予防接種健康被害者見舞金 5	〈特定財源〉 国　844千円　補正後137,152,000円×10/10 －補正前136,308,000円×10/10 予防接種健康被害者給付費 補正後137,152,000円－補正前136,308,000円 予防接種健康被害者見舞金 補正後25,000円－補正前20,000円
〔新型コロナウイルスワクチン接種事業〕 **79,703** 22 償還金、利子及び割引料 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返納金 38,394 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金 41,309	令和５年度分
〔こども家庭センター（母子保健）運営事業〕 **5,788** **・出産・子育て応援交付金事業** 22 償還金、利子及び割引料 出産・子育て応援交付金返納金	令和４、５年度分

歳　出

４款　衛生費
２項　清掃費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 清掃費	1,850,321	△39,955	1,810,366				△39,955	18負担金、補助及び交付金	△39,955
計	1,850,321	△39,955	1,810,366				△39,955		

説	明
事　　業	備　　考
〔愛北広域事務組合関係事業〕　△9,092 **・愛北広域事務組合調整事業** 18 負担金、補助及び交付金 愛北広域事務組合（し尿処理事業等）負担金　△3,973 愛北広域事務組合（火葬事業）負担金　△5,119	し尿処理事業等負担金 議会運営費負担金 補正後1,325,000円×5/21人 －補正前1,436,000円×5/21人 共通経費運営費負担金 補正後49,994,000円×32.421% －補正前50,663,000円×32.421% し尿処理場運営費負担金 補正後297,348,000円×48.269% －補正前305,074,000円×48.269% 火葬事業負担金 火葬場事業運営費負担金 補正後151,208,000円×32.421% －補正前166,997,000円×32.421%
〔江南丹羽環境管理組合関係事業〕　△18,665 **・江南丹羽環境管理組合調整事業** 18 負担金、補助及び交付金 江南丹羽環境管理組合負担金	議会運営費負担金 補正後576,000円×6/12人 －補正前696,000円×6/12人 事業運営費負担金 補正後1,203,702,146円×59.490% －175,400,000円×52.281% －補正前1,234,977,146円×59.490% －175,400,000円×52.281%
〔尾張北部環境組合関係事業〕　△12,198 **・新ごみ処理施設建設事業** 18 負担金、補助及び交付金 新ごみ処理施設建設費負担金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 議会運営費負担金 補正後264,000円×3/12人 －補正前846,000円×3/12人 新ごみ処理施設建設費負担金 補正後360,623,000円×40.201% －補正前366,096,000円×40.201% 地域振興事業費負担金 補正後35,934,000円×40.201% －補正前60,441,000円×40.201%

歳　出

６款　農林水産業費
１項　農業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 農業費	220,110	△889	219,221		△6,200		5,311	18負担金、補助及び交付金	△889
計	220,110	△889	219,221		△6,200		5,311		

説	明
事　　業	備　　考
〔県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業〕 **△6,897** 18 負担金、補助及び交付金 県営水質保全対策事業負担金（昭和用水地区）	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 地　△6,200千円　補正後 5,379,000円×90% －補正前12,276,000円×90% 補正後 65,722,000円×10%×81.84% －補正前150,000,000円×10%×81.84%
〔県営震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）負担事業〕 **△900** 18 負担金、補助及び交付金 県営震災対策農業水利施設整備事業負担金（中般若地区）	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後14,999,600円×18%－補正前20,000,000円×18%
〔県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）負担事業〕 **4,001** 18 負担金、補助及び交付金 県営用排水施設整備事業負担金（丹羽排水地区）	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後136,000,000円×21%×34.03% －補正前 80,000,000円×21%×34.03%
〔県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業〕 **2,907** 18 負担金、補助及び交付金 県営たん水防除事業負担金（新大江地区）	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後979,000,000円×1%×48.44% －補正前379,000,000円×1%×48.44%

歳　出

８款　土木費
２項　道路橋りょう費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 道路橋りょう費	708,205	△14,536	693,669			△2,288	△12,248	12委託料	△14,536
計	708,205	△14,536	693,669			△2,288	△12,248		

８－２－１　道路橋りょう費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔道路台帳整備事業〕　△1,903 **・道路台帳等加除委託事業** 12 委託料 業務委託料	補正後16,940,000円－補正前18,843,000円
〔道路整備事業（市道北部第５９号線）〕　△2,288 12 委託料 物件調査委託料　△2,420 測量委託料　132	ごみ処理施設整備・運営事業に伴う地域振興策事業 〈特定財源〉 そ　△2,288千円　地域振興事業費負担金 補正後2,940,000円－補正前5,228,000円 物件調査委託料 補正後0円－補正前2,420,000円 測量委託料 補正後2,640,000円－補正前2,508,000円
〔道路施設長寿命化事業〕　△10,345 12 委託料 橋りょう点検委託料（道路更新防災等対策事業）　△660 道路附属物点検委託料　△1,017 歩道橋点検委託料（道路更新防災等対策事業）　△594 橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料（単市事業）　△7,799 橋りょう補修設計委託料（道路更新防災等対策事業）　△275	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 道路更新防災等対策事業 橋りょう点検委託料（道路更新防災等対策事業） 補正後4,400,000円－補正前5,060,000円 道路附属物点検委託料 補正後31,460,000円－補正前32,477,000円 歩道橋点検委託料（道路更新防災等対策事業） 補正後2,145,000円－補正前2,739,000円 橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料（単市事業） 補正後2,750,000円－補正前10,549,000円 橋りょう補修設計委託料（道路更新防災等対策事業） 補正後4,235,000円－補正前4,510,000円

歳　出

８款　土木費
３項　河川費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額
				国県支出金	地方債	その他			
1 河川費	242,055	△54,492	187,563	△33,750	△10,100		△10,642	12委託料	△53,482
								14工事請負費	△1,010
計	242,055	△54,492	187,563	△33,750	△10,100		△10,642		

説	明
事　　業	備　　考
〔河川維持管理事業〕　△1,010 14 工事請負費 河川安全施設工事費　△443 河川水路整備工事費　△6 河川水路浚渫工事費　△561 **〔雨水貯留施設整備事業〕　△53,482** 12 委託料 測量設計委託料　△52,257 建設資材価格特別調査委託料　△1,225	河川安全施設工事費 補正後1,152,000円－補正前1,595,000円 河川水路整備工事費 補正後3,413,000円－補正前3,419,000円 河川水路浚渫工事費 補正後24,640,000円－補正前25,201,000円 ★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 国　△22,500千円 補正後41,000,000円×1/2－補正前86,000,000円×1/2 県　△11,250千円 補正後41,000,000円×1/4－補正前86,000,000円×1/4 地　△10,100千円 補正後（41,000,000円－30,750,000円）×90% －補正前（86,000,000円－64,500,000円）×90% 測量設計委託料 補正後48,437,000円－補正前100,694,000円 建設資材価格特別調査委託料 補正後300,000円－補正前1,525,000円 継続費 補正後　補正前 令和5年度　19,822千円　19,822千円 令和6年度　48,437千円　100,694千円 令和7年度　52,257千円

歳　出

８款　土木費
４項　都市計画費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 都市計画費	190,838	52,757	243,595				52,757	18負担金、補助及び交付金	52,757
2 都市整備費	438,324	△39,401	398,923				△39,401	12委託料	△605
								18負担金、補助及び交付金	△27,865
								21補償、補填及び賠償金	△4,985
								27繰出金	△5,946
計	749,681	13,356	763,037				13,356		

説	明
事　　業	備　　考
〔いこまいＣＡＲ運行事業〕 **3,101** 18 負担金、補助及び交付金 いこまいＣＡＲ運行事業負担金	補正後47,541,000円－補正前44,440,000円
〔バス関連事業〕 **49,656** 18 負担金、補助及び交付金 江南市生活交通バス路線維持費補助金	住民の生活に不可欠なバス路線を維持するため、その路線の運行に対する補助金を交付 江南・病院線　20,569,000円 江南団地線　29,087,000円
〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕 **△4,985** 21 補償、補填及び賠償金 道路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業）　△3,817 道路改良補償費（単市事業）　△1,168	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 道路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業） 補正後35,257,000円－補正前39,074,000円 道路改良補償費（単市事業） 補正後1,439,000円－補正前2,607,000円 繰越明許費 13,138千円
〔布袋駅付近鉄道高架化整備事業〕 **△27,865** 18 負担金、補助及び交付金 事業損失調査等負担金	★★★★★　政策的事業（戦略プロジェクト）　★★★★★ 補正後9,543,000円－補正前37,408,000円 繰越明許費 2,653千円
〔区画整理運営事業〕 **△5,946** **・江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業** 27 繰出金 特別会計繰出金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後63,609,000円－補正前69,555,000円
〔街路整備促進事業〕 **△605** **・街路事業促進事業** 12 委託料 道路概略検討委託料	補正後7,480,000円－補正前8,085,000円 繰越明許費 7,480千円

歳　出

８款　土木費
６項　下水道費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 下水道費	601,363	24,252	625,615				24,252	27繰出金	24,252
計	601,363	24,252	625,615				24,252		

９款　消防費
１項　消防費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 消防総務費	356,055		356,055						
3 消防署費	800,053		800,053		△100	100			
計	1,226,282		1,226,282		△100	100			

８－６－１　下水道費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔下水道経営事業〕 **24,252** **・下水道事業会計繰出事業** 27 繰出金 下水道事業会計繰出金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後625,615,000円－補正前601,363,000円

９－１－１　消防総務費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔消防車両更新等事業〕	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 繰越明許費 補正後　97,187千円 補正前　24,162千円
〔防火水槽震災対応化事業〕	★★★★★　政策的事業　★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 地　△100千円　補正後49,000,000円×100% －補正前49,100,000円×100% そ　　100千円　企業版ふるさと寄附金

歳　出

１０款　教育費
２項　小学校費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 小学校費	610,329	103,052	713,381	29,884	59,600		13,568	11役務費	△833
								14工事請負費	103,885
計	610,329	103,052	713,381	29,884	59,600		13,568		

１０款　教育費
３項　中学校費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 中学校費	374,869	127,965	502,834	38,375	75,500		14,090	7報償費	△781
								11役務費	△559

１０－２－１　小学校費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔教材整備事業〕 **△833** **・情報教育推進事業** 11 役務費 インターネット回線料	補正後3,777,000円－補正前4,610,000円
〔学校施設整備等事業〕 **103,885** **・学校施設改修事業** **1,585** 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費	補正後17,854,000円－補正前16,269,000円 藤里小学校
・学校施設改修（ＬＥＤ化）事業 **102,300** 14 工事請負費 照明器具ＬＥＤ化工事費	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 国　29,884千円　27,241,000円×1/3 36,567,000円×1/3 25,852,000円×1/3 地　59,600千円　(27,241,000円－ 9,079,000円)×100% (36,567,000円－12,188,000円)×100% (25,852,000円－ 8,617,000円)×100% 目的　温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容　蛍光灯照明器具のＬＥＤ化 繰越明許費 102,300千円 古知野西小学校・布袋小学校・門弟山小学校

１０－３－１　中学校費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔部活動支援事業〕 **△781** **・部活動講師配置事業** 7 報償費 講師謝礼	補正後3,021,000円－補正前3,802,000円

歳　出

１０款　教育費
３項　中学校費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
								14工事請負費	129,305
計	374,869	127,965	502,834	38,375	75,500		14,090		

説	明
事　　業	備　　考
〔教材整備事業〕 **△559** **・情報教育推進事業** 11 役務費 インターネット回線料	 補正後1,746,000円－補正前2,305,000円
〔学校施設整備等事業〕 **129,305** **・学校施設改修事業** **△1,639** 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費 △484 体育館床改修工事費 △66 空調設備改修工事費 △1,089	 〈特定財源〉 地　△1,000千円　補正後13,640,000円×90% －補正前14,729,000円×90% 防火シャッター改修工事費 補正後4,235,000円－補正前4,719,000円 体育館床改修工事費 補正後4,510,000円－補正前4,576,000円 空調設備改修工事費 補正後13,640,000円－補正前14,729,000円
・学校施設改修（ＬＥＤ化）事業 **130,944** 14 工事請負費 照明器具ＬＥＤ化工事費	 ★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 国　38,375千円　46,923,000円×1/3 31,938,000円×1/3 36,271,000円×1/3 地　76,500千円　(46,923,000円－15,640,000円)×100% (31,938,000円－10,645,000円)×100% (36,271,000円－12,090,000円)×100% 目的　温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容　蛍光灯照明器具のＬＥＤ化 繰越明許費 130,944千円 古知野中学校・布袋中学校・宮田中学校

歳　出

１０款　教育費
４項　社会教育費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 生涯学習費	439,093	△6,952	432,141		△6,600		△352	12委託料	△231
								14工事請負費	△6,721
計	610,326	△6,952	603,374		△6,600		△352		

１０款　教育費
５項　保健体育費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
2 学校給食費	785,376	△3,006	782,370				△3,006	11役務費	△3,006
計	989,417	△3,006	986,411				△3,006		

１０－４－１　生涯学習費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔図書館維持運営事業〕 **△6,952** **・旧図書館解体事業** 12 委託料 △231 工事監理委託料 14 工事請負費 △6,721 旧図書館解体工事費	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 地　△6,600千円 補正後 97,570,000円×95% －補正前104,522,000円×95% 工事監理委託料 補正後2,090,000円－補正前2,321,000円 旧図書館解体工事費 補正後95,480,000円－補正前102,201,000円

１０－５－２　学校給食費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔給食調理事業〕 **△3,006** **・調理員確保事業** 11 役務費 人材派遣手数料	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 補正後5,489,000円－補正前8,495,000円

令和７年議案第３１号

令和６年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1国民健康保険税		1,893,910	△44,343	1,849,567
	1国民健康保険税	1,893,910	△44,343	1,849,567
5繰入金		716,198	44,343	760,541
	1一般会計繰入金	686,143	△10,657	675,486
	2基金繰入金	30,055	55,000	85,055
歳入合計		8,862,657		8,862,657

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 2,603,978	千円	千円 2,603,978
	1 医療給付費分	1,822,751		1,822,751
	2 後期高齢者支援金等分	579,991		579,991
	3 介護納付金分	201,236		201,236
歳　出　合　計		8,862,657		8,862,657

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
1 国民健康保険税	千円 1,893,910	千円 △44,343	千円 1,849,567
5 繰入金	716,198	44,343	760,541
歳入合計	8,862,657		8,862,657

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
3 国民健康保険事業費納付金	千円 2,603,978	千円	千円 2,603,978
歳出合計	8,862,657		8,862,657

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円 44,343	千円 △44,343
		44,343	△44,343

２　歳　　入

１款　国民健康保険税　　５款　繰入金

科目 款	項	目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税			1,893,910	△44,343	1,849,567
	1 国民健康保険税		1,893,910	△44,343	1,849,567
		1 国民健康保険税	1,893,910	△44,343	1,849,567
5 繰入金			716,198	44,343	760,541
	1 一般会計繰入金		686,143	△10,657	675,486
		1 一般会計繰入金	686,143	△10,657	675,486
	2 基金繰入金		30,055	55,000	85,055
		1 基金繰入金	30,055	55,000	85,055
計			8,862,657		8,862,657

［単位：千円］

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年課税分	△44,343	医療給付費分国民健康保険税現年課税分
1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△5,719	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△5,245	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）
3 未就学児均等割保険税繰入金	100	未就学児均等割保険税繰入金
4 産前産後期間保険税繰入金	445	産前産後期間保険税繰入金
6 財政安定化支援事業繰入金	△238	財政安定化支援事業繰入金
1 基金繰入金	55,000	江南市国民健康保険事業基金繰入金

３　歳　　出

３款　国民健康保険事業費納付金
１項　医療給付費分

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 医療給付費分	1,822,751		1,822,751			44,343	△44,343		
計	1,822,751		1,822,751			44,343	△44,343		

３款　国民健康保険事業費納付金
２項　後期高齢者支援金等分

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 後期高齢者支援金等分	579,991		579,991						
計	579,991		579,991						

３－１－１　医療給付費分　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・医療給付費分支払事業	（財源更正） 〈特定財源〉 そ　△3,541千円　保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 補正後191,868,000円－補正前195,409,000円 そ　△3,439千円　保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 補正後108,920,000円－補正前112,359,000円 そ　72千円　未就学児均等割保険税繰入金 補正後3,064,000円－補正前2,992,000円 そ　274千円　産前産後期間保険税繰入金 補正後894,000円－補正前620,000円 そ　△238千円　財政安定化支援事業繰入金 補正後27,189,000円－補正前27,427,000円 そ　51,215千円　江南市国民健康保険事業基金繰入金 補正後81,270,000円－補正前30,055,000円

３－２－１　後期高齢者支援金等分　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・後期高齢者支援金等分支払事業	（財源更正） 〈特定財源〉 そ　△1,334千円　保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 補正後71,913,000円－補正前73,247,000円 そ　△993千円　保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 補正後41,905,000円－補正前42,898,000円 そ　28千円　未就学児均等割保険税繰入金 補正後1,162,000円－補正前1,134,000円 そ　108千円　産前産後期間保険税繰入金 補正後350,000円－補正前242,000円 そ　2,191千円　江南市国民健康保険事業基金繰入金

歳　出

３款　国民健康保険事業費納付金
３項　介護納付金分

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 介護納付金分	201,236		201,236						
計	201,236		201,236						

３－３－１　介護納付金分　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔国民健康保険事業費納付金支払事業〕 ・介護納付金分支払事業	（財源更正） 〈特定財源〉 そ　△844千円　保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） 補正後25,884,000円－補正前26,728,000円 そ　△813千円　保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 補正後12,958,000円－補正前13,771,000円 そ　　63千円　産前産後期間保険税繰入金 そ　1,594千円　江南市国民健康保険事業基金繰入金

令和７年議案第３２号

令和６年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第４号）

令和６年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,194 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99,905 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰　　入　　金		69,555	△5,946	63,609
	1 一 般 会 計 繰 入 金	69,555	△5,946	63,609
4 諸　　収　　入		32,527	3,752	36,279
	1 雑　　入	32,527	3,752	36,279
歳　入　合　計		102,099	△2,194	99,905

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 土地区画整理事業費		千円 77,519	千円 △2,194	千円 75,325
	1 土地区画整理事業費	77,519	△2,194	75,325
歳　　出　　合　　計		102,099	△2,194	99,905

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
3 繰　　入　　金	69,555	△5,946	63,609
4 諸　　収　　入	32,527	3,752	36,279
歳　入　合　計	102,099	△2,194	99,905

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 土地区画整理事業費	77,519	△2,194	75,325
歳　出　合　計	102,099	△2,194	99,905

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円 △2,194	千円
		△2,194	

２　歳　　入

３款　繰入金　　４款　諸収入

科目 款	項	目	補正前の予算額	補正予算額	計
3 繰入金			69,555	△5,946	63,609
	1 一般会計繰入金		69,555	△5,946	63,609
		1 一般会計繰入金	69,555	△5,946	63,609
4 諸収入			32,527	3,752	36,279
	1 雑入		32,527	3,752	36,279
		1 雑入	32,527	3,752	36,279
計			102,099	△2,194	99,905

［単位：千円］

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1一般会計繰入金	△5,946	一般会計繰入金
1雑　　入	3,752	徴収清算金

３　歳　　出

２款　土地区画整理事業費
１項　土地区画整理事業費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 土地区画整理事業費	77,519	△2,194	75,325			△2,194		21補償、補填及び賠償金	△2,194
計	77,519	△2,194	75,325			△2,194			

２－１－１　土地区画整理事業費　［単位：千円］

説	明
事　　業	備　　考
〔換地処分清算事業〕　△2,194 21 補償、補填及び賠償金 交付清算金	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 そ　△5,946千円　一般会計繰入金 補正後39,047,000円－補正前44,993,000円 そ　3,752千円　徴収清算金 補正後25,814,000円－補正前22,062,000円 補正後46,964,000円－補正前49,158,000円

令和７年議案第３３号

令和６年度江南市介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和６年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,661千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,132,253千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2国　庫　支　出　金		1,972,131	△8,156	1,963,975
	2国　庫　補　助　金	474,659	△8,156	466,503
6繰　　入　　金		1,478,920	△4,505	1,474,415
	1一般会計繰入金	1,252,974	△4,505	1,248,469
歳　入　合　計		9,144,914	△12,661	9,132,253

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総　　務　　費		104,409	△12,661	91,748
	1 総　務　管　理　費	33,449	△12,661	20,788
歳　　出　　合　　計		9,144,914	△12,661	9,132,253

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総括

（歳　入）

款	補正前の予算額	補 正 予 算 額	計
	千円	千円	千円
2 国　庫　支　出　金	1,972,131	△8,156	1,963,975
6 繰　　入　　金	1,478,920	△4,505	1,474,415
歳　入　合　計	9,144,914	△12,661	9,132,253

（歳　出）

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総　　務　　費	104,409	△12,661	91,748
歳　出　合　計	9,144,914	△12,661	9,132,253

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 △8,156	千円	千円 △4,505	千円
△8,156		△4,505	

２　歳　　入

２款　国庫支出金　　６款　繰入金

科目 款	項	目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金			1,972,131	△8,156	1,963,975
	2 国庫補助金		474,659	△8,156	466,503
		6 事務費補助金	8,156	△8,156	0
6 繰入金			1,478,920	△4,505	1,474,415
	1 一般会計繰入金		1,252,974	△4,505	1,248,469
		5 その他一般会計繰入金	96,253	△4,505	91,748
計			9,144,914	△12,661	9,132,253

［単位：千円］

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1事　務　費 補　助　金	△8,156	［介護保険課］ 事務費補助金
1事　務　費 繰　入　金	△4,505	［介護保険課］ 事務費繰入金

３　歳　　出

１款　総務費
１項　総務管理費

目	補正前の予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県支出金	地方債	その他			
1 総務管理費	33,449	△12,661	20,788	△8,156		△4,505		12委託料	△12,661
計	33,449	△12,661	20,788	△8,156		△4,505			

説	明
事　　業	備　　考
〔介護保険システム等改修事業〕　△12,661 12 委託料 システム改修委託料	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 〈特定財源〉 国　△8,156千円 補正後0円－補正前16,313,000円×1/2 そ　△4,505千円　一般会計繰入金 補正後3,652,000円－補正前8,157,000円 補正後3,652,000円－補正前16,313,000円

令和７年議案第３４号

令和６年度江南市下水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和６年度江南市下水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和６年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業	1,301,214 千円	45,947 千円	1,347,161 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　下水道事業収益	1,060,798 千円	20,819 千円	1,081,617 千円
第１項　営　業　収　益	479,092 千円	△ 505 千円	478,587 千円
第２項　営 業 外 収 益	581,705 千円	21,324 千円	603,029 千円
支　　出			
第１款　下水道事業費用	1,213,473 千円	△ 6,261 千円	1,207,212 千円
第１項　営　業　費　用	1,077,070 千円	△ 2,166 千円	1,074,904 千円
第２項　営 業 外 費 用	135,353 千円	△ 4,095 千円	131,258 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額169,815千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額166,614千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,674千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,578千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,758千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,810千円」に、「当年度分損益勘定留保資金93,383千円」を「当年度分損益勘定留保資金122,226千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　資本的収入	2,359,707 千円	△ 151,182 千円	2,208,525 千円
第１項　企　業　債	1,664,100 千円	△ 113,200 千円	1,550,900 千円
第３項　負　担　金	37,911 千円	18 千円	37,929 千円
第５項　補　助　金	364,300 千円	△ 38,000 千円	326,300 千円
支　　出			
第１款　資本的支出	2,529,522 千円	△ 154,383 千円	2,375,139 千円
第１項　建設改良費	1,831,179 千円	△ 154,383 千円	1,676,796 千円

（企業債の補正）

第５条　予算第６条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

〔単位：千円〕

<table>
<tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="4">補　正　前</th><th colspan="4">補　正　後</th></tr>
<tr><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th></tr>
<tr><td>公共下水道事業（汚水）</td><td>878,500</td><td rowspan="2">普通貸借
又は
証券発行</td><td rowspan="2">4.0%以内</td><td rowspan="2">借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。</td><td>862,300</td><td rowspan="2">補正前に同じ</td><td rowspan="2">補正前に同じ</td><td rowspan="2">補正前に同じ</td></tr>
<tr><td>公共下水道事業（雨水）</td><td>382,600</td><td>285,600</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1,664,100</td><td></td><td></td><td></td><td>1,550,900</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（他会計からの補助金の補正）

第６条　予算第10条中「16,182千円」を「43,351千円」に改める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収　　入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,060,798	20,819	1,081,617
	1 営業収益		479,092	△ 505	478,587
		2 他会計負担金	43,186	△ 505	42,681
	2 営業外収益		581,705	21,324	603,029
		1 他会計負担金	225,963	△ 2,430	223,533
		2 他会計補助金	16,182	27,169	43,351
		3 補助金	13,900	△ 1,600	12,300
		5 消費税及び地方消費税還付金	98,671	△ 1,815	96,856

支　　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,213,473	△ 6,261	1,207,212
	1 営業費用		1,077,070	△ 2,166	1,074,904
		1 汚水管きょ費	24,115	△ 568	23,547
		5 排水設備費	14,666	△ 1,598	13,068
		6 減価償却費	577,934		577,934
	2 営業外費用		135,353	△ 4,095	131,258
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	135,353	△ 4,095	131,258

資本的収入及び支出

収　　入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			2,359,707	△ 151,182	2,208,525
	1 企業債		1,664,100	△ 113,200	1,550,900
		1 企業債	1,664,100	△ 113,200	1,550,900
	3 負担金		37,911	18	37,929
		1 他会計負担金	34,326	18	34,344
	5 補助金		364,300	△ 38,000	326,300
		1 国庫補助金	364,300	△ 38,000	326,300

支　　出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			2,529,522	△ 154,383	2,375,139
	1 建設改良費		1,831,179	△ 154,383	1,676,796
		1 汚水管きょ整備費	1,263,385	△ 57,401	1,205,984
		2 雨水施設整備費	482,476	△ 96,982	385,494

令和６年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

［単位：千円］

１　業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 220,251
減価償却費	577,934
引当金の増減額（△は減少）	321
長期前受金戻入額	△ 226,981
支払利息	131,258
未収金の増減額（△は増加）	△ 41,873
未払金の増減額（△は減少）	△ 42,258
小計	178,150
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 131,258
業務活動によるキャッシュ・フロー	46,892
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,627,560
無形固定資産の取得による支出	△ 73,881
補助金等による収入	326,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,375,225
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,550,900
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 697,343
他会計からの出資による収入	292,102
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,145,659
資金増加額（又は減少額）	△ 182,674
資金期首残高	1,132,511
資金期末残高	949,837

令 和 6 年 度 江 南 市 下 水 道 事 業 予 定 貸 借 対 照 表

（令和７年３月３１日）

［単位：千円］

資　　産　　の　　部				
1　固　定　資　産				
(1) 有形固定資産				
イ 構築物	19,651,258			
減価償却累計額	△ 2,462,647	17,188,611		
ロ 機械及び装置	273,790			
減価償却累計額	△ 53,453	220,337		
ハ 車両運搬具	1,036			
減価償却累計額	△ 984	52		
ニ 工具器具及び備品	311			
減価償却累計額	△ 295	16		
ホ 建設仮勘定		2,957,771		
有形固定資産合計			20,366,787	
(2) 無形固定資産				
施設利用権		1,701,562		
無形固定資産合計			1,701,562	
(3) 投資その他資産				
出資金		563		
投資その他資産合計			563	
固定資産合計				22,068,912
2　流　動　資　産				
(1) 現金預金			949,837	
(2) 未収金		179,680		
貸倒引当金		△ 400	179,280	
流動資産合計				1,129,117
資産合計				23,198,029

負　債　の　部			
3　固　定　負　債			
企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,499,613		
企業債合計		11,499,613	
固定負債合計			11,499,613
4　流　動　負　債			
(1) 企業債			
建設改良費等の財源に充てるための企業債	712,705		
企業債合計		712,705	
(2) 未払金		803,272	
(3) 引当金			
賞与引当金	6,761		
引当金合計		6,761	
(4) その他流動負債		411	
流動負債合計			1,523,149
5　繰　延　収　益			
長期前受金		8,698,777	
長期前受金収益化累計額		△ 1,141,150	
繰延収益合計			7,557,627
負債合計			20,580,389
資　本　の　部			
6　資　本　金			
イ 固有資本金	2,156,456		
ロ 繰入資本金	829,998		
資本金合計			2,986,454
7　剰　余　金			
(1) 利益剰余金（△は欠損金）			
当年度未処分利益剰余金	△ 368,814		
利益剰余金合計		△ 368,814	
剰余金合計			△ 368,814
資本合計			2,617,640
負債資本合計			23,198,029

注記

Ⅰ　重要な会計方針

1　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法　　定額法

・主な耐用年数

施設利用権	45年

2　引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,061千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3　消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

Ⅱ　予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,228,282千円である。

Ⅲ　セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ　その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和６年度において、期末手当、勤勉手当として18,201千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,407千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,377千円、資本勘定支弁職員分として3,596千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和６年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和6年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
収　益　的　収　入　及　び　支　出
収　入
1款　下水道事業収益

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1 下水道事業収益			1,060,798	20,819	1,081,617		
	1 営業収益		479,092	△ 505	478,587		
		2 他会計負担金	43,186	△ 505	42,681	1 他会計負担金	△ 505
	2 営業外収益		581,705	21,324	603,029		
		1 他会計負担金	225,963	△ 2,430	223,533	1 他会計負担金	△ 2,430
		2 他会計補助金	16,182	27,169	43,351	1 他会計補助金	27,169
		3 補助金	13,900	△ 1,600	12,300	1 国庫補助金	△ 1,600
		5 消費税及び地方消費税還付金	98,671	△ 1,815	96,856	1 消費税及び地方消費税還付金	△ 1,815

[単位：千円]

説　　明
雨水処理負担金
一般会計負担金
一般会計補助金
社会資本整備総合交付金（下水道事業） 　排水設備費交付金
消費税及び地方消費税還付金

支　出

1款　下水道事業費用

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1 下水道事業費用			1,213,473	△ 6,261	1,207,212		
	1 営業費用		1,077,070	△ 2,166	1,074,904		
		1 汚水管きょ費	24,115	△ 568	23,547	17 委託料	△ 568
		5 排水設備費	14,666	△ 1,598	13,068	41 補助金	△ 1,598
		6 減価償却費	577,934		577,934		
	2 営業外費用		135,353	△ 4,095	131,258		
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	135,353	△ 4,095	131,258	50 企業債利息	△ 4,095

説　　明	
事　　業	備　　考
	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 以下、政策的事業
〔水質検査委託等関連事業〕　△ 568 17 委託料 水質検査委託料	補正後433,000円－補正前1,001,000円
〔排水設備関連事業〕　△ 1,598 41 補助金 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	〈特定財源〉 国　△1,600千円 補正後1,200,000円×1/3－補正前6,000,000円×1/3 そ　　2千円　一般会計負担金 補正後12,303,000円－補正前12,301,000円
〔下水道経営事業〕 **・企業会計経理事務**	（財源更正） 〈特定財源〉 そ　△801千円　一般会計負担金 補正後149,375,000円－補正前150,176,000円 そ　27,169千円　一般会計補助金 補正後43,351,000円－補正前16,182,000円
〔下水道経営事業〕　△ 4,095 **・企業債償還（利息）事業** 50 企業債利息	〈特定財源〉 そ　△505千円　雨水処理負担金 補正後4,728,000円－補正前5,233,000円 そ　△1,631千円　一般会計負担金 補正後53,131,000円－補正前54,762,000円 補正後131,251,000円－補正前135,346,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収　入

1款　資本的収入

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1 資本的収入			2,359,707	△ 151,182	2,208,525		
	1 企業債		1,664,100	△ 113,200	1,550,900		
		1 企業債	1,664,100	△ 113,200	1,550,900	1 建設改良費の為の企業債	△ 113,200
	3 負担金		37,911	18	37,929		
		1 他会計負担金	34,326	18	34,344	1 他会計負担金	18
	5 補助金		364,300	△ 38,000	326,300		
		1 国庫補助金	364,300	△ 38,000	326,300	1 汚水管きょ整備費交付金	△ 38,000

[単位：千円]

説　　明	
公共下水道事業債（汚水） 公共下水道事業債（雨水）	△ 16,200 △ 97,000
一般会計負担金（雨水）	
社会資本整備総合交付金（下水道事業）	

支　出

1款　資本的支出

科目 款	科目 項	科目 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額
1 資本的支出			2,529,522	△ 154,383	2,375,139		
	1 建設改良費		1,831,179	△ 154,383	1,676,796		
		1 汚水管きょ整備費	1,263,385	△ 57,401	1,205,984	17 委託料	△ 1,794
						24 工事請負費	△ 54,812
						27 材料費	△ 795

説明	
事業	備考
	★★★★★　政策的事業　★★★★★ 以下、政策的事業
〔実施設計測量委託事業〕　△ 1,104 17 委託料　△ 1,104 測量設計委託料（社会資本整備総合交付金事業）　△ 66 測量設計委託料（単市事業）　△ 1,038	〈特定財源〉 地　△100千円 ［単市事業］ 補正後（9,570,000円－7,200,000円）×95% －補正前（9,636,000円－7,200,000円）×95% 測量設計委託料 補正後9,570,000円－補正前9,636,000円 測量設計委託料 補正後8,048,000円－補正前9,086,000円
〔管きょ布設事業〕　△ 56,297 17 委託料　△ 690 プリンタ保守委託料　4 建設資材価格特別調査委託料（単市事業）　△ 1,375 施設等調査委託料　681 24 工事請負費　△ 54,812 枝線管きょ布設工事費（社会資本整備総合交付金事業）　34,120 幹線管きょ布設工事費（社会資本整備総合交付金事業）　22,838 舗装復旧工事費（社会資本整備総合交付金事業）　△ 106,076 枝線管きょ布設工事費（単市事業）　△ 8,352 取付管設置工事費（単市事業）　5,317 マンホールポンプ設置工事費（単市事業）　△ 2,659 27 材料費　△ 795 工事用資材（社会資本整備総合交付金事業）	〈特定財源〉 国　△38,000千円 補正後455,100,000円×1/2－補正前531,000,000円×1/2 地　△16,100千円 ［社会資本整備総合交付金事業（下水道事業）］ 補正後（455,100,000円－227,550,000円）×90% －補正前（531,100,000円－265,550,000円）×90% ［単市事業］ 補正後（1,067,260,000円－455,100,000円）×95% －補正前（1,124,242,000円－531,100,000円）×95% プリンタ保守委託料 補正後43,000円－補正前39,000円 建設資材価格特別調査委託料 補正後0円－補正前1,375,000円 施設等調査委託料 補正後682,000円－補正前1,000円 枝線管きょ布設工事費 補正後246,131,000円－補正前212,011,000円 幹線管きょ布設工事費 補正後700,071,000円－補正前677,233,000円 舗装復旧工事費 補正後35,240,000円－補正前141,316,000円 枝線管きょ布設工事費 補正後0円－補正前8,352,000円

支　出

1款　資本的支出

科目			補正前の額	補　正　額	計	節	
款	項	目				区　　分	金　額
		2 雨水施設整備費	482,476	△ 96,982	385,494	28 補　償　費	△ 96,982

説　　明	
事　　業	備　　考
	取付管設置工事費 　補正後46,153,000円－補正前40,836,000円 マンホールポンプ設置工事費 　補正後36,193,000円－補正前38,852,000円 工事用資材 　補正後3,472,000円－補正前4,267,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕　△ 96,982 28 補償費 　地下埋設物等移転補償費（単市事事）	〈特定財源〉 地　△97,000千円 　［単市事業］ 　　補正後89,900,000円×100% 　－補正前186,900,000円×100% そ　18千円　一般会計負担金（雨水） 　補正後12,094,000円－補正前12,076,000円 補正後87,066,000円－補正前184,048,000円

令和７年議案第３５号

令和７年度江南市一般会計予算

令和７年度江南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,701,535 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第 213 条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第４条　地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第４表　債務負担行為」による。

（地方債）

第５条　地方自治法第 230 条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第５表　地方債」による。

（一時借入金）

第６条　地方自治法第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第７条　地方自治法第 220 条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る期末手当、勤勉手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第３６号

令和７年度江南市国民健康保険特別会計予算

令和７年度江南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,298,217千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第３７号

令和７年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

令和７年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,005千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第３８号

令和７年度江南市介護保険特別会計予算

令和７年度江南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,098,886千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第３９号

令和７年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度江南市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,036,242千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第４０号

令和７年度江南市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度江南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	給水人口	92,970 人
（２）	年間給水量	9,280,000 立方メートル
（３）	一日平均給水量	25,425 立方メートル
（４）	主要な建設改良事業	699,100 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収　　入	
第１款　水道事業収益	1,770,570 千円
第１項　営業収益	1,617,776 千円
第２項　営業外収益	152,792 千円
第３項　特別利益	2 千円
支　　出	
第１款　水道事業費用	1,494,349 千円
第１項　営業費用	1,464,424 千円
第２項　営業外費用	28,624 千円
第３項　特別損失	301 千円
第４項　予備費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額655,245千円は、過年度分損益勘定留保資金457,170千円、減債積立金7,000千円、建設改良積立金131,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,075千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資　本　的　収　入　　372,939 千円

第１項　企　　業　　債　　150,000 千円

第２項　固定資産売却代金　　1 千円

第３項　負　　担　　金　　70,058 千円

第４項　分　　担　　金　　85,000 千円

第５項　補　　助　　金　　67,880 千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出　　1,028,184 千円

第１項　建　設　改　良　費　　919,039 千円

第２項　企 業 債 償 還 金　　107,145 千円

第３項　予　　備　　費　　2,000 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

［単位：千円］

事　　項	期　　間	限 度 額
下般若配水場1,3,4,5号配水ポンプインバーター装置更新工事	令和７年度～令和８年度	48,950

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

［単位：千円］

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
基幹管路更新事業	150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職　員　給　与　費　　120,283 千円

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、25,602千円と定める。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年議案第４１号

令和7年度江南市下水道事業会計予算

（総則）

第1条　令和7年度江南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）	排水戸数	15,400 戸
（2）	年間排水量	3,321,000 立方メートル
（3）	一日平均排水量	9,099 立方メートル
（4）	主要な建設改良事業	1,203,828 千円

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収　　入	
第1款	下水道事業収益	1,249,796 千円
第1項	営業収益	492,129 千円
第2項	営業外収益	757,666 千円
第3項	特別利益	1 千円
	支　　出	
第1款	下水道事業費用	1,299,030 千円
第1項	営業費用	1,114,739 千円
第2項	営業外費用	183,241 千円
第3項	特別損失	50 千円
第4項	予備費	1,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 318,281千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,652千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,846千円、当年度分損益勘定留保資金226,783千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第1款　資本的収入　　2,078,704 千円

第1項　企業債　　1,480,100 千円

第2項　出資金　　141,575 千円

第3項　負担金　　70,691 千円

第4項　分担金　　2,048 千円

第5項　補助金　　384,290 千円

支　　出

第1款　資本的支出　　2,396,985 千円

第1項　建設改良費　　1,652,926 千円

第2項　企業債償還金　　743,059 千円

第3項　予備費　　1,000 千円

（企業債）

第5条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

［単位：千円］

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業（汚水）	381,400	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公共下水道事業（雨水）	749,800			
流域下水道事業	28,200			
資本費平準化債	320,700			
計	1,480,100			

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費　　89,924 千円

（他会計からの補助金）

第9条　下水道事業安定のため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,809千円である。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

令和７年報告第３号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として以下のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
1	平成 28 年１月 28 日	江南市赤童子町福住地内	消火活動中、誤って火元に隣接する他の居室の窓ガラスを破壊したもの。	市内在住	28,080 円
2	令和２年８月４日	江南市赤童子町大堀地内	破裂した消防用ホースから噴出した水が駐車中のバイクにあたり転倒、ミラーを破損したもの。	市外在住	2,706 円

令和７年報告第４号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として以下のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年２月２７日提出

江南市長　　澤田　和延

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
1	平成23年11月24日	江南市前飛保町藤町地内	側溝の沈下で民地と道路の高低差が大きくなり、民地から道路に進入する際に車両の下回りが損傷したもの。	市内在住	91,858円
2	平成24年１月４日	江南市今市場町秋津地内	根元部分を残して標識柱を撤去したことにより、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	23,875円
3	平成24年１月24日	江南市村久野町寺町地内	側溝蓋の跳ね上がりにより、車両の下回りが損傷したもの。	市内在住	106,660円
4	平成24年４月27日	江南市曽本町二子地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	48,300円

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
5	平成25年6月6日	江南市後飛保町薬師地内	側溝の目地切れで生じた漏水により、塀が沈下したもの。	市内在住	157,500円
6	平成25年6月15日	江南市高屋町大松原地内	舗装の沈下で生じた側溝及び集水桝との段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	145,400円
7	平成26年5月1日	江南市大海道町神明地内	側溝の目地切れで生じた漏水により、塀等が沈下したもの。	市内在住	87,480円
8	平成26年10月30日	江南市尾崎町上田地内	ガードレールが車道側へ押し出されていたことにより、車両の側面が損傷したもの。	市内在住	111,661円
9	平成27年2月6日	江南市宮田神明町春日地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	31,600円
10	平成27年5月7日	江南市高屋町遠場地内	側溝の目地切れで生じた漏水により、塀等が沈下したもの。	市内在住	329,400円
11	平成27年6月26日	江南市村久野町仲原地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	89,452円
12	平成27年6月27日	江南市村久野町仲原地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	23,600円
13	平成27年11月10日	江南市曽本町二子地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	29,268円
14	平成28年2月20日	江南市村久野町仲原地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	339,951円

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
15	平成28年２月20日	江南市村久野町仲原地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	46,002円
16	平成28年２月20日	江南市村久野町仲原地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	15,228円
17	平成28年７月10日	江南市高屋町後山地内	自転車で走行中、陥没により転倒し、眼鏡が破損したもの。	市内在住	8,532円
18	平成29年３月９日	江南市村久野町藤里地内	歩車道境界ブロックの跳ね上がりにより、車両の下回りが損傷したもの。	市外在住	275,562円
19	平成29年８月29日	江南市村久野町瀬頭地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	99,766円
20	平成29年12月６日	江南市高屋町西町地内	道路に生育していた草木により、車両の側面が損傷したもの。	市内在住	79,920円
21	平成30年３月22日	江南市曽本町二子地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	44,581円
22	平成30年７月７日	江南市宮田神明町春日地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	437,551円
23	平成30年９月８日	江南市高屋町旭地内	点滅鋲の跳ね上がりにより、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	135,864円
24	平成30年９月27日	江南市宮後町砂場北地内	陥没により、車両の車輪及び下回りが損傷したもの。	市内在住	423,953円

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
25	令和元年 ６月１日	江南市 江森町 東地内	舗装の沈下で生じた側溝との段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	63,828 円
26	令和元年 ８月 31 日	江南市 松竹町 切野地内	割れていた舗装の跳ね上がりにより、車両の下回りが損傷したもの。	市外在住	108,200 円
27	令和３年 ４月 14 日	江南市 宮田神明町 春日地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の下回りが損傷したもの。	市外在住	55,528 円
28	令和３年 ５月 25 日	江南市 小杁町 千代見地内	強風で飛んできた市所有のカラーコーンとの接触により、車両の前面が損傷したもの。	市内在住	233,268 円
29	令和３年 ５月 28 日	江南市 布袋町 北地内	市職員の草刈機使用で生じた飛び石により、車両の窓ガラスが破損したもの。	市内在住	97,361 円
30	令和３年 ６月１日	江南市 小脇町 小脇地内	陥没により、車両の前面及び下回りが損傷したもの。	市内在住	101,970 円
31	令和３年 ６月５日	江南市 宮田神明町 春日地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	59,000 円
32	令和４年 １月 11 日	江南市 木賀東町 新宮地内	グレーチングの跳ね上がりにより、車両の下回りが損傷したもの。	市内在住	87,747 円
33	令和４年 １月 17 日	江南市 北野町 天神地内	外れていた側溝手掛け用カバー上を通過したことにより、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	20,000 円

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
34	令和４年１月 21 日	江南市赤童子町大堀地内	横断側溝及び舗装の沈下で生じた仕切弁筐との段差により、車両の下回りが損傷したもの。	市内在住	77,110 円
35	令和４年４月５日	江南市力長町大当寺地内	歩車道境界ブロックの外れで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	15,378 円
36	令和５年１月 26 日	江南市飛高町宮町地内	舗装の沈下で生じた橋りょうとの段差により、自転車の車輪が損傷したもの。	市内在住	8,310 円
37	令和５年２月 16 日	江南市曽本町二子地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市外在住	19,817 円
38	令和５年６月２日	江南市高屋町後山地内	外れていた市設置のプレート上を通過したことにより、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	14,720 円
39	令和５年７月 21 日	江南市草井町宮西地内	舗装の剥がれで生じた段差により、自転車の車輪が損傷したもの。	市外在住	157,731 円
40	令和５年 10 月 12 日	江南市中般若町東地内	陥没により、車両の下回り等が損傷したもの。	市内在住	476,685 円
41	令和６年１月３日	江南市東野町神上地内	歩行中、舗装の沈下で生じた雨水桝との段差で転倒したことにより、頭部を負傷したもの。	市外在住	110,000 円
42	令和６年５月５日	江南市南山町東地内	舗装の剥がれで生じた段差により、自転車の車輪が損傷したもの。	市内在住	4,480 円

整理番号	事故発生日	事故発生場所	事故概要	相手方	損害賠償の額
43	令和６年９月 17 日	江南市北山町東地内	側溝蓋の跳ね上がりにより、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	24,200 円
44	令和６年11 月４日	江南市尾崎町上田地内	舗装の剥がれで生じた段差により、車両の車輪が損傷したもの。	市内在住	52,800 円